令和８年度

市　税　概　要

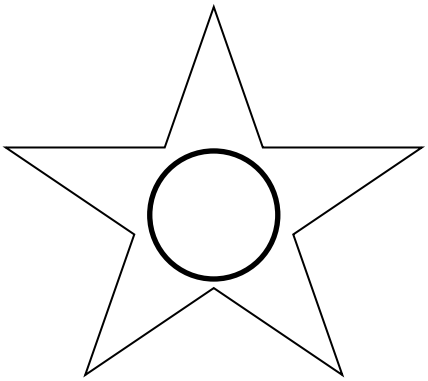

釧　路　市

目　次

Ⅰ　市勢と市税

1　釧路市の概況 …… 3
2　人口・世帯数・面積等に関する調 …… 4
3　市税負担額等に関する調 …… 5
4　令和７年度一般会計決算額 …… 6
5　令和７年度一般会計決算額構成比 …… 7
6　令和８年度一般会計当初予算額 …… 8
7　令和８年度一般会計当初予算額構成比 …… 9
8　令和７年度市税決算額調 …… 10
9　市税決算額年度別調 …… 12
10　令和８年度市税予算額調 …… 14

Ⅱ　市民税

1　令和８年度個人市民税所得別納税義務者等調 …… 17
2　令和８年度個人市民税課税状況調 …… 18
3　所得区分別所得割額等の推移 …… 19
⑴　給与所得者 …… 19
⑵　営業等所得者 …… 20
⑶　農業所得者 …… 21
⑷　その他の所得者 …… 22
⑸　短期及び長期譲渡所得等について分離課税をした者 …… 23
⑹　合計 …… 24
4　個人市民税納税義務者数年度別調 …… 25
5　令和８年度個人市民税徴収別調定額調（６月１日時点） …… 25
6　個人市民税徴収別納税義務者数調 …… 25
7　個人市民税所得割課税標準額段階別納税義務者数調 …… 26
8　法人市民税法人税割産業区分別件数及び調定額調（現年度） …… 28
9　法人市民税法人税割本支店別調定額調（現年度） …… 30
10　法人件数調 …… 32

Ⅲ　固定資産税

1　固定資産税調定額調 …… 35
2　土地の概要（総数） …… 36
3　家屋の概要（総数） …… 38
4　木造家屋に関する調（総数） …… 39
5　非木造家屋に関する調（総数） …… 40
6　家屋の新増築状況調 …… 41
7　家屋の減少状況調 …… 41
8　償却資産の概要 …… 42

9　国有資産等所在市町村交付金に関する調 …… 44
10　固定資産課税台帳縦覧及び評価審査申出状況調 …… 45
11　都市計画税調定額調 …… 46

Ⅳ 諸 税
1　軽自動車税課税状況調 …… 49
2　市たばこ税課税状況調 …… 51
3　鉱産税課税状況調 …… 51
4　入湯税課税状況調 …… 51
5　地方譲与税等に関する調 …… 52

Ⅴ 納 税
1　滞納処分状況調 …… 55
2　滞納処分の停止状況調 …… 56
3　税目別不納欠損額調 …… 56
4　事由別不納欠損額調 …… 58
5　督促状発付件数調 …… 58
6　過誤納金の還付に関する調 …… 60
⑴ 歳入還付 …… 60
⑵ 歳出還付 …… 60
7　市税の口座振替利用状況調 …… 62

Ⅵ その他
1　税務機構図 …… 65
2　税務職員の配置 …… 66
3　税務職員の年齢階層等調 …… 67
⑴ 年齢階層 …… 67
⑵ 税務経験年数 …… 67
4　税務事務分掌 …… 68
5　税務職員の推移 …… 69
6　徴税費等の推移 …… 70
7　税証明・閲覧件数の推移 …… 71
8　昭和37年度以降の市税税率の推移 …… 72
9　昭和25年度以降の地方税制の推移 …… 96

Ⅰ　市勢と市税

１　釧路市の概況

人　口 （令和８年 ３月31日）	男	70,458　人
	女	79,742　人
	合計	150,200　人
人 口 密 度		110　人

産業構造（令和２年国勢調査）		
第１次産業	第２次産業	第３次産業
2.3%	18.7%	79.0%

位　置〔東経〕１４４度２２分２４秒

〔北緯〕　４２度５８分１０秒　　（以上の基点：釧路埼灯台）

面　積　　1363.26　㎢　　（国土地理院公表=令和８年７月１日現在）



２　人口・世帯数・面積等に関する調

区分＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
(ｱ) 人　口　（人）		161,719	159,014	155,880	152,875	150,200
	前年度比（%）	△ 1.6	△ 1.7	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.7
(ｲ) 世　帯　数　（世帯）		92,991	92,408	91,614	90,808	90,119
	前年度比（%）	△ 0.7	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.8
(ｳ) 面　積　（km^2）		1,363.29	1,363.26	1,363.26	1,363.26	1,363.26
1 km^2 当たり	人　口　（人）	119	117	114	112	110
	世帯数（世帯）	68	68	67	67	66
(ｴ) 市　税　（千円）		21,028,183	21,270,592	21,207,104	20,804,669	21,655,413
	前年度比（%）	1.3	1.2	△ 0.3	△ 1.9	4.1
(ｵ) 税三課職員数　（人）		85	83	82	83	83
職員一人当たり	人口（ｱ/ｵ）　（人）	1,903	1,893	1,878	1,842	1,810
	前年度比（%）	△ 1.6	△ 1.7	△ 0.8	△ 1.9	△ 1.7
	世帯数(ｲ/ｵ)（世帯）	1,094	1,100	1,104	1,094	1,086
	前年度比（%）	△ 0.7	△ 0.6	0.4	△ 0.9	△ 0.7
	面積（ｳ/ｵ）（km^2）	16.04	16.23	16.42	16.42	16.42
	市税（ｴ/ｵ）（千円）	247,390	253,221	255,507	250,659	260,909
	前年度比（%）	1.3	1.2	0.9	△ 1.9	4.1

※人口・世帯数は各年度末現在
※税三課職員数は各年度当初における市民税課・資産税課・納税課在籍職員数

3　市税負担額等に関する調

区分＼年度			R3	R4	R5	R6	R7
一般会計	歳　入　千円		117,516,114	107,500,494	101,499,436	103,191,619	106,018,353
	(ｱ)	前年度比 %	25.4	△ 8.5	△ 5.6	1.7	2.7
	歳　出　千円		116,860,391	102,758,316	99,506,186	101,017,895	105,890,692
市税	収入額　千円		20,753,266	21,028,183	21,270,592	21,207,104	21,655,413
	(ｲ)	前年度比 %	△ 2.1	1.3	1.2	△ 0.3	2.1
市税の割合(ｲ/ｱ)%			17.7	19.6	21.0	20.6	20.4
市民一人当たりの市税負担額　円			126,315	132,241	133,766	136,048	144,177
一世帯当たりの市税負担額　円			221,621	227,558	230,181	231,483	240,298
基準財政収入額 (ｳ)　千円			19,646,675	19,222,131	19,776,116	20,116,926	20,533,660
基準財政需要額 (ｴ)　千円			42,360,678	43,252,119	43,806,307	43,830,263	46,388,245
財政力指数 (ｳ/ｴ)			46.4%	44.4%	45.1%	45.9%	44.3%

4　令和７年度一般会計決算額

〔歳　入〕　　（単位：千円，％）

区　分	予算現額	決算額	増減額	構成比
1　市税	21,311,127	21,655,413	344,286	20.4
2　地方譲与税	752,706	762,104	9,398	0.7
3　利子割交付金	8,000	36,343	28,343	0.0
4　配当割交付金	71,000	83,051	12,051	0.1
5　株式等譲渡所得割交付金	118,000	145,488	27,488	0.1
6　法人事業税交付金	391,000	377,276	△ 13,724	0.4
7　地方消費税交付金	4,511,000	4,856,501	345,501	4.6
8　ゴルフ場利用税交付金	7,600	7,967	367	0.0
9　環境性能割交付金	76,000	71,577	△ 4,423	0.1
10　地方特例交付金	141,618	130,394	△ 11,224	0.1
11　地方交付税	27,854,585	28,332,337	477,752	26.7
12　交通安全対策特別交付金	16,000	17,069	1,069	0.0
13　分担金及び負担金	638,588	625,742	△ 12,846	0.6
14　使用料及び手数料	2,498,506	2,444,569	△ 53,937	2.3
15　国庫支出金	26,740,410	24,479,456	△ 2,260,954	23.1
16　道支出金	7,115,863	6,944,580	△ 171,283	6.6
17　財産収入	586,046	549,705	△ 36,341	0.5
18　寄附金	3,016,656	2,826,912	△ 189,744	2.7
19　繰入金	5,968,819	767,406	△ 5,201,413	0.7
20　繰越金	120,824	120,825	1	0.1
21　諸収入	3,960,355	3,806,739	△ 153,616	3.6
22　市債	10,141,200	6,976,900	△ 3,164,300	6.6
合　計	116,045,903	106,018,353	△ 10,027,550	100.0

〔歳　出〕　　（単位：千円，％）

区　分	予算現額	決算額	予算残額	構成比
1　議会費	301,792	282,529	△ 19,263	0.3
2　総務費	13,430,484	11,240,874	△ 2,189,610	10.6
3　民生費	37,773,947	35,462,676	△ 2,311,271	33.5
4　衛生費	4,336,905	3,563,346	△ 773,559	3.4
5　労働費	147,647	122,616	△ 25,031	0.1
6　農林水産業費	1,329,035	1,127,203	△ 201,832	1.1
7　商工費	4,139,061	3,944,643	△ 194,418	3.7
8　土木費	7,035,790	6,035,287	△ 1,000,503	5.7
9　港湾費	2,098,308	1,428,621	△ 669,687	1.4
10　消防費	2,007,476	1,086,303	△ 921,173	1.0
11　教育費	8,475,939	7,743,665	△ 732,274	7.3
12　災害復旧費	549,451	156,529	△ 392,922	0.1
13　公債費	11,896,904	11,759,074	△ 137,830	11.1
14　諸支出金	10,861,931	10,534,248	△ 327,683	9.9
15　職員費	11,594,297	11,403,079	△ 191,218	10.8
16　予備費	66,936	0	△ 66,936	－
合　計	116,045,903	105,890,692	10,155,211	100.0

歳入歳出差引額	0	127,661	127,661	－

５　令和７年度一般会計決算額構成比

〔歳入〕

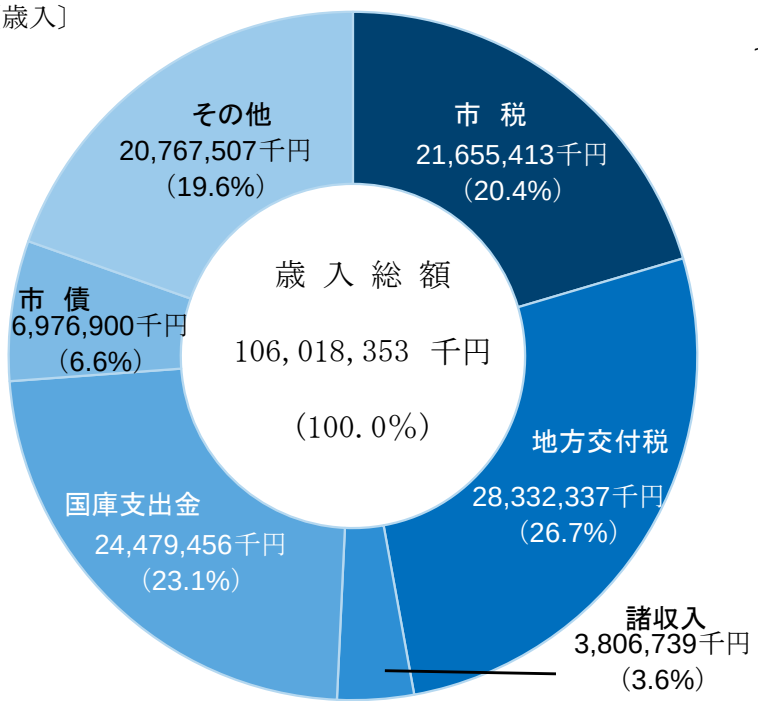

その他
- 地方譲与税
- 利子割交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 法人事業税交付金
- 地方消費税交付金
- ゴルフ場利用税交付金
- 環境性能割交付金
- 地方特例交付金
- 交通安全対策特別交付金
- 分担金及び負担金
- 使用料及び手数料
- 道支出金
- 財産収入
- 寄附金
- 繰入金
- 繰越金

〔歳出〕

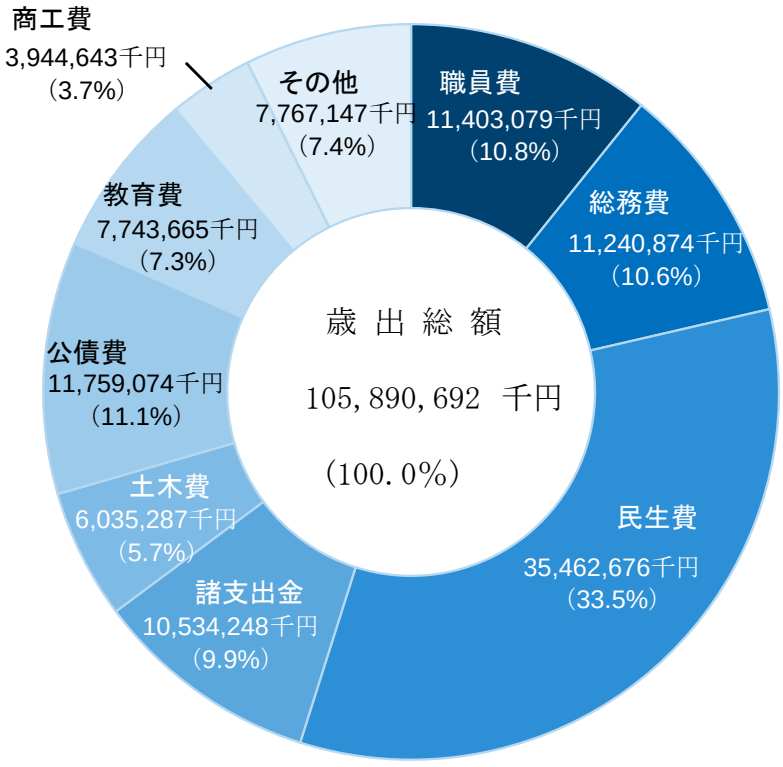

その他
- 議会費
- 衛生費
- 労働費
- 農林水産業費
- 港湾費
- 消防費
- 予備費
- 災害復旧費

６　令和８年度一般会計当初予算額

〔歳　入〕　　（単位：千円，％）

区　　分	予　算　額	構成比
1　市　　税	21,980,198	20.0
2　地　方　譲　与　税	764,944	0.7
3　利　子　割　交　付　金	83,000	0.1
4　配　当　割　交　付　金	115,000	0.1
5　株式等譲渡所得割交付金	134,000	0.1
6　法人事業税交付金	398,000	0.4
7　地方消費税交付金	5,482,000	5.0
8　ゴルフ場利用税交付金	8,200	0.0
9　地　方　特　例　交　付　金	225,409	0.2
10　地　方　交　付　税	27,070,000	24.6
11　交通安全対策特別交付金	15,000	0.0
12　分担金及び負担金	706,765	0.6
13　使用料及び手数料	2,494,602	2.3
14　国　庫　支　出　金	25,723,597	23.4
15　道　支　出　金	7,349,428	6.7
16　財　産　収　入	316,953	0.3
17　寄　附　金	2,712,212	2.5
18　繰　入　金	4,000,731	3.6
19　繰　越　金	1	0.0
20　諸　収　入	4,890,560	4.5
21　市　債	5,429,400	4.9
合　計	109,900,000	100.0

〔歳　出〕　　（単位：千円，％）

区　　分	予　算　額	構成比
1　議　会　費	280,694	0.3
2　総　務　費	9,433,841	8.6
3　民　生　費	39,142,536	35.6
4　衛　生　費	4,067,176	3.7
5　労　働　費	128,000	0.1
6　農林水産業費	1,259,147	1.1
7　商　工　費	5,225,617	4.7
8　土　木　費	5,584,404	5.1
9　港　湾　費	1,515,211	1.4
10　消　防　費	1,163,101	1.1
11　教　育　費	7,738,055	7.0
12　災害復旧費	173,423	0.2
13　公　債　費	11,674,162	10.6
14　諸　支　出　金	10,586,683	9.6
15　職　員　費	11,837,950	10.8
16　予　備　費	90,000	0.1
合　計	109,900,000	100.0

7　令和８年度一般会計当初予算額構成比

〔歳入〕

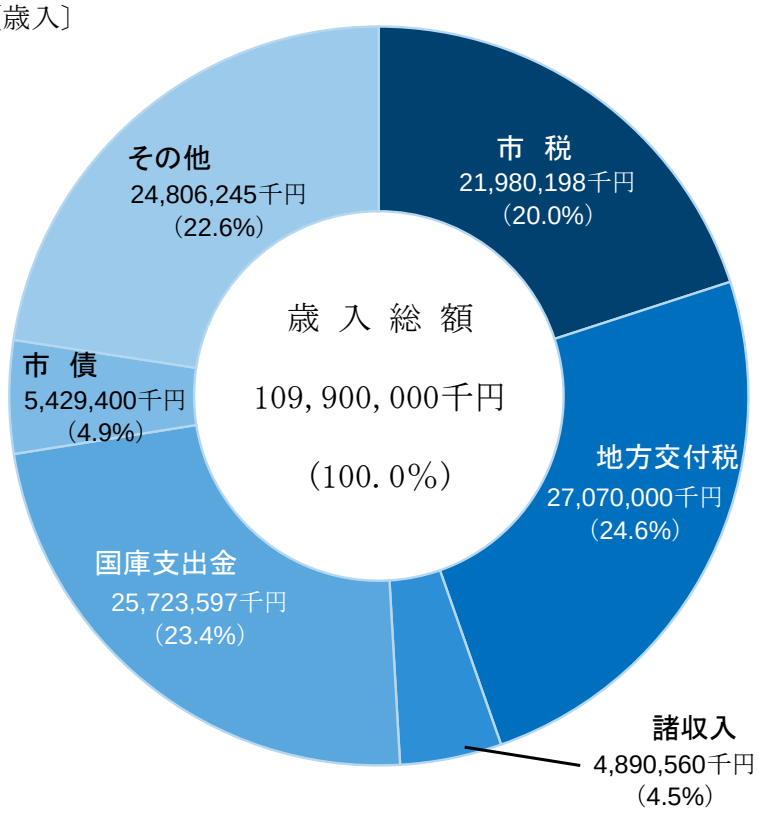

その他
- 地方譲与税
- 利子割交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 法人事業税交付金
- 地方消費税交付金
- ゴルフ場利用税交付金
- 地方特例交付金
- 交通安全対策特別交付金
- 分担金及び負担金
- 使用料及び手数料
- 道支出金
- 財産収入
- 寄附金
- 繰入金
- 繰越金

〔歳出〕

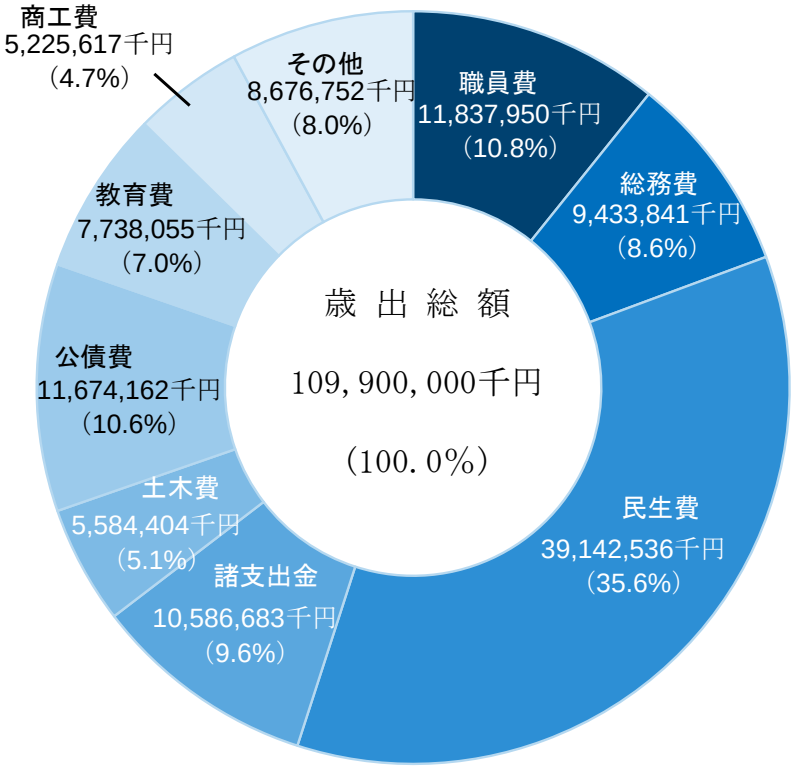

その他
- 議会費
- 衛生費
- 労働費
- 農林水産業費
- 港湾費
- 消防費
- 災害復旧費
- 予備費

８　令和７年度市税決算額調

（単位：千円）

区　　分	予算額	調定額	決算額
市　　税	21,311,127	22,344,305	21,655,413
現年課税分	21,213,870	21,781,191	21,558,299
市民税	9,118,372	9,474,319	9,373,184
個人	7,520,093	7,815,211	7,717,106
普通徴収	1,659,394	1,652,408	1,560,491
給与特徴	5,573,906	5,830,805	5,824,020
年金特徴	286,793	331,998	332,595
法人	1,598,279	1,659,108	1,656,078
固定資産税	8,468,547	8,647,785	8,547,800
純固定資産税	8,365,271	8,544,508	8,444,523
土地	1,733,110	1,755,096	1,734,559
家屋	4,637,338	4,698,629	4,643,647
償却資産	1,994,823	2,090,783	2,066,317
市町村交付金・納付金	103,276	103,277	103,277
軽自動車税	464,607	479,315	473,755
種別割	440,234	447,356	441,796
環境性能割	24,373	31,959	31,959
市たばこ税	1,630,206	1,634,285	1,634,285
鉱産税	14,165	13,126	13,126
入湯税	147,656	146,906	146,906
都市計画税	1,370,317	1,385,455	1,369,243
土地	436,728	441,702	436,533
家屋	933,589	943,753	932,710
滞納繰越分	97,257	563,114	97,114
市民税	58,010	233,726	59,758
個人	56,247	219,228	56,149
法人	1,763	14,498	3,609
固定資産税	30,874	273,079	29,266
土地・家屋	22,845	207,170	22,063
償却資産	8,029	65,909	7,203
軽自動車税	3,374	11,766	3,343
入湯税	0	0	0
都市計画税	4,999	44,543	4,747

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

令和７年度市税決算額調（続）

（単位：円，％）

区　　分	不納欠損額	未収入額	未還付金	収入率		決算額／予算額
				本年度	前年度	
市　　税	102,810,846	590,914,832	4,834,099	96.92	96.96	101.62
現年課税分	13,031,460	214,558,938	4,699,140	98.98	99.01	101.62
市民税	37,560	105,568,556	4,470,735	98.93	98.95	102.79
個人	37,560	99,095,802	1,028,235	98.74	98.76	102.62
普通徴収	37,560	92,276,975	396,994	94.44	94.49	94.04
給与特徴	0	6,818,827	33,843	99.88	99.88	104.49
年金特徴	0	0	597,398	100.18	100.27	115.97
法人	0	6,472,754	3,442,500	99.82	99.70	103.62
固定資産税	11,181,090	88,969,676	166,383	98.84	98.88	100.94
純固定資産税	11,181,090	88,969,676	166,383	98.83	98.87	100.95
土地・家屋	8,443,890	67,241,379	166,383	98.83	98.87	100.08
				98.83	98.87	100.14
償却資産	2,737,200	21,728,297	0	98.83	98.87	103.58
市町村交付金・納付金	0	0	0	100.00	100.00	100.00
軽自動車税	0	5,585,759	26,305	98.84	98.90	101.97
種別割	0	5,585,759	26,305	98.76	98.83	100.35
環境性能割	0	0	0	100.00	100.00	131.12
市たばこ税	0	0	0	100.00	100.00	100.25
鉱産税	0	0	0	100.00	100.00	92.67
入湯税	0	0	0	100.00	100.00	99.49
都市計画税	1,812,810	14,434,947	35,717	98.83	98.87	99.92
土地・家屋	1,812,810	14,434,947	35,717	98.83	98.87	99.96
				98.83	98.87	99.91
滞納繰越分	89,779,386	376,355,894	134,959	17.25	16.79	99.85
市民税	11,445,127	162,636,371	113,759	25.57	25.53	103.01
個人	9,446,904	153,745,604	113,759	25.61	26.24	99.83
法人	1,998,223	8,890,767	0	24.89	15.79	204.71
固定資産税	66,625,099	177,199,787	11,520	10.72	10.16	94.79
土地・家屋	51,880,439	133,237,407	11,520	10.65	10.11	96.58
償却資産	14,744,660	43,962,380	0	10.93	10.31	89.71
軽自動車税	577,600	7,853,026	7,200	28.41	27.76	99.08
入湯税	0	0	0	0.00	0.00	0.00
都市計画税	11,131,560	28,666,710	2,480	10.66	10.09	94.96

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

９　市税決算額年度別調

区　　分	令和４年度				令和５年度			
	調定額	収率	決算額	構比	調定額	収率	決算額	構比
市　　税	21,951,516	96.90	21,270,592	100.0	21,862,110	97.00	21,207,104	100.0
現年課税分	21,376,611	99.00	21,161,493	99.5	21,286,603	99.10	21,084,686	99.4
市民税	9,013,259	98.90	8,914,794	41.9	8,930,809	99.00	8,839,671	41.7
個人	7,430,962	98.70	7,336,594	34.5	7,458,617	98.80	7,371,752	34.8
普通徴収	1,579,940	94.30	1,490,418	7.0	1,554,271	94.70	1,472,441	6.9
給与特徴	5,557,650	99.90	5,552,188	26.1	5,614,158	99.90	5,608,640	26.5
年金特徴	293,372	100.20	293,988	1.4	290,188	100.20	290,671	1.4
法人	1,582,297	99.70	1,578,200	7.4	1,472,192	99.70	1,467,919	6.9
固定資産税	8,689,695	98.90	8,593,092	40.4	8,652,984	99.00	8,562,134	40.3
純固定資産税	8,582,186	98.90	8,485,583	39.9	8,545,214	98.90	8,454,364	39.8
土地	1,763,435	98.90	1,743,585	8.2	1,758,632	98.90	1,739,934	8.2
家屋	4,657,662	98.90	4,605,234	21.7	4,703,330	98.90	4,653,326	21.9
償却資産	2,161,089	98.90	2,136,764	10.0	2,083,252	98.90	2,061,104	9.7
市町村交付金	107,509	100.00	107,509	0.5	107,770	100.00	107,770	0.5
軽自動車税	449,880	99.00	445,329	2.1	459,865	98.90	454,663	2.1
種別割	422,690	98.90	418,139	2.0	432,348	98.80	427,146	2.0
環境性能割	27,190	100.00	27,190	0.1	27,517	100.00	27,517	0.1
市たばこ税	1,704,075	100.00	1,704,075	8.0	1,707,272	100.00	1,707,272	8.1
鉱産税	17,953	100.00	17,953	0.1	17,648	100.00	17,648	0.1
入湯税	124,809	100.00	124,809	0.6	132,728	100.00	132,728	0.6
都市計画税	1,376,940	98.90	1,361,441	6.4	1,385,297	98.90	1,370,570	6.5
土地	441,724	98.90	436,752	2.1	440,932	98.90	436,245	2.1
家屋	935,216	98.90	924,689	4.3	944,365	98.90	934,325	4.4
滞納繰越分	574,905	19.00	109,099	0.5	575,507	21.30	122,418	0.6
市民税	218,287	25.60	55,803	0.3	223,599	32.30	72,250	0.3
個人	196,114	27.10	53,224	0.3	205,667	33.60	69,175	0.3
法人	22,173	11.60	2,579	0.0	17,932	17.10	3,075	0.0
固定資産税	296,999	14.50	43,007	0.2	293,952	13.90	40,862	0.3
土地・家屋	229,016	14.10	32,186	0.2	224,569	13.70	30,744	0.2
償却資産	67,983	15.90	10,821	0.0	69,383	14.60	10,118	0.1
軽自動車税	10,324	32.30	3,332	0.0	9,662	28.00	2,705	0.0
入湯税	0	0.00	0	0.0	0	0.00	0	0.0
都市計画税	49,295	14.10	6,957	0.0	48,294	13.70	6,601	0.0

※「収率」は収入率。「構比」は構成比。
※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

（単位：千円，％）

区　　分	令和６年度				令和７年度			
	調定額	収率	決算額	構比	調定額	収率	決算額	構比
市　　税	21,455,878	96.96	20,804,669	100.0	22,344,305	96.92	21,655,413	100.0
現年課税分	20,922,993	99.01	20,715,217	99.6	21,781,191	98.98	21,558,299	99.6
市民税	8,710,015	98.95	8,618,307	41.4	9,474,319	98.93	9,373,184	43.3
個人	6,968,569	98.76	6,882,115	33.1	7,815,211	98.74	7,717,106	35.6
普通徴収	1,465,571	94.49	1,384,770	6.7	1,652,408	94.44	1,560,491	7.2
特別徴収	5,250,861	99.88	5,244,537	25.2	5,830,805	99.88	5,824,020	26.9
年金特徴	252,137	100.27	252,808	1.2	331,998	100.18	332,595	1.5
法人	1,741,446	99.70	1,736,192	8.3	1,659,108	99.82	1,656,078	7.6
固定資産税	8,549,935	98.88	8,454,521	40.7	8,647,785	98.84	8,547,800	39.5
純固定資産税	8,444,775	98.87	8,349,361	40.2	8,544,508	98.83	8,444,523	39.0
土地	1,752,203	98.87	1,732,406	8.3	1,755,096	98.83	1,734,559	8.0
家屋	4,619,739	98.87	4,567,542	22.0	4,698,629	98.83	4,643,647	21.4
償却資産	2,072,833	98.87	2,049,413	9.9	2,090,783	98.83	2,066,317	9.5
市町村交付金	105,160	100.00	105,160	0.5	103,277	100.00	103,277	0.5
軽自動車税	466,799	98.90	461,654	2.2	479,315	98.84	473,755	2.2
種別割	439,947	98.83	434,802	2.1	447,356	98.76	441,796	2.0
環境性能割	26,852	100.00	26,852	0.1	31,959	100.00	31,959	0.1
市たばこ税	1,675,144	100.00	1,675,144	8.1	1,634,285	100.00	1,634,285	7.5
鉱産税	13,388	100.00	13,388	0.1	13,126	100.00	13,126	0.1
入湯税	135,077	100.00	135,077	0.6	146,906	100.00	146,906	0.7
都市計画税	1,372,635	98.87	1,357,126	6.5	1,385,455	98.83	1,369,243	6.3
土地	441,088	98.87	436,105	2.1	441,702	98.83	436,533	2.0
家屋	931,547	98.87	921,021	4.4	943,753	98.83	932,710	4.3
滞納繰越分	532,885	16.79	89,452	0.4	563,114	17.25	97,114	0.4
市民税	217,691	25.53	55,584	0.3	233,726	25.57	59,758	0.3
個人	203,009	26.24	53,265	0.3	219,228	25.61	56,149	0.3
法人	14,682	15.79	2,319	0.0	14,498	24.89	3,609	0.0
固定資産税	261,869	10.16	26,595	0.1	273,079	10.72	29,266	0.1
土地・家屋	198,067	10.11	20,016	0.1	207,170	10.65	22,063	0.1
償却資産	63,802	10.31	6,579	0.0	65,909	10.93	7,203	0.0
軽自動車税	10,716	27.76	2,975	0.0	11,766	28.41	3,343	0.0
入湯税	0	0.00	0	0.0	0	0.00	0	0.0
都市計画税	42,609	10.09	4,298	0.0	44,543	10.66	4,747	0.0

10　令和８年度市税予算額調

（単位：千円，％）

区　　分	令和８年度		前　年　度		増　　減	
	当初予算額(a)	構成比	当初予算額(b)	構成比	増減額(a)-(b)	伸　率
市　　税	21,705,198	100.0	21,311,127	100.0	394,071	1.8
現年課税分	21,602,928	99.5	21,213,870	99.5	389,058	1.8
市民税	9,339,262	43.0	9,118,372	42.8	220,890	2.4
個人	7,689,819	35.4	7,520,093	35.3	169,726	2.3
均等割	217,390	1.0	225,659	1.1	△ 8,269	△ 3.7
所得割	7,472,429	34.4	7,294,434	34.2	177,995	2.4
法人	1,649,443	7.6	1,598,279	7.5	51,164	3.2
均等割	587,510	2.7	625,876	2.9	△ 38,366	△ 6.1
法人税割	1,061,933	4.9	972,403	4.6	89,530	9.2
固定資産税	8,600,078	39.6	8,468,547	39.7	131,531	1.6
純固定資産税	8,498,142	39.2	8,365,271	39.3	132,871	1.6
土地	1,735,551	8.0	1,733,110	8.1	2,441	0.1
家屋	4,729,774	21.8	4,637,338	21.8	92,436	2.0
償却資産	2,032,817	9.4	1,994,823	9.4	37,994	1.9
市町村交付金	101,936	0.5	103,276	0.5	△ 1,340	△ 1.3
軽自動車税	455,487	2.1	464,607	2.2	△ 9,120	△ 2.0
種別割	452,687	2.1	440,234	2.1	12,453	2.8
環境性能割	2,800	0.0	24,373	0.1	△ 21,573	△ 88.5
市たばこ税	1,653,203	7.6	1,630,206	7.6	22,997	1.4
鉱産税	11,938	0.1	14,165	0.1	△ 2,227	△ 15.7
入湯税	153,645	0.7	147,656	0.7	5,989	4.1
都市計画税	1,389,315	6.4	1,370,317	6.4	18,998	1.4
土地	437,334	2.0	436,728	2.0	606	0.1
家屋	951,981	4.4	933,589	4.4	18,392	2.0
滞 納 繰 越 分	102,270	0.5	97,257	0.5	5,013	5.2
市民税	66,554	0.3	58,010	0.3	8,544	14.7
個人	64,742	0.3	56,247	0.3	8,495	15.1
法人	1,812	0.0	1,763	0.0	49	2.8
固定資産税	27,758	0.1	30,874	0.1	△ 3,116	△ 10.1
土地・家屋	20,275	0.1	22,845	0.1	△ 2,570	△ 11.2
償却資産	7,483	0.0	8,029	0.0	△ 546	△ 6.8
軽自動車税	3,507	0.0	3,374	0.0	133	3.9
入湯税	0	0.0	0	0.0	0	―
都市計画税	4,451	0.0	4,999	0.0	△ 548	△ 11.0

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

Ⅱ　市　民　税

１　令和８年度個人市民税所得別納税義務者等調

（単位：人，千円，％）

所得者区分	均等割のみを納める者　(a)			
	納税義務者	均等割額	構成比	
			納税義務者	均等割額
給与所得者	1,832	5,496	38.7	38.7
営業等所得者	370	1,110	7.8	7.8
農業所得者	13	39	0.3	0.3
その他の所得者	2,513	7,539	53.2	53.2
家屋敷等のみ			0.0	0.0
合計	4,728	14,184	100.0	100.0
構成比	6.3	0.2		

所得者区分	均等割と所得割を納める者　(b)					
	納税義務者	均等割額	所得割額	構成比		
				納税義務者	均等割額	所得割額
給与所得者	57,399	172,197	6,920,352	81.5	81.5	88.9
営業等所得者	2,186	6,558	319,911	3.1	3.1	4.1
農業所得者	45	135	12,140	0.1	0.1	0.2
その他の所得者	10,732	32,196	532,862	15.3	15.3	6.8
家屋敷等のみ						
合計	70,362	211,086	7,785,265	100.0	100.0	100.0
構成比	93.7	2.6	97.2			

所得者区分	合計　(a)+(b)			
	納税義務者	税額	構成比	
			納税義務者	税額
給与所得者	59,231	7,098,045	80.3	88.6
営業等所得者	2,556	327,579	3.4	4.1
農業所得者	58	12,314	0.1	0.2
その他の所得者	13,245	572,597	16.2	7.1
家屋敷等のみ	0	0		
合計	75,090	8,010,535	100.0	100.0
構成比	100.0	100.0		

2　令和８年度個人市民税課税状況調

（単位：人，千円，％）

所有者区分	納税義務者数			総所得金額等							
	所得税の納税義務		計	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計
	あり	なし									
給与所得者	48,303	8,838	57,141	194,716,364	600	0	0	0	0	0	194,716,964
営業等所得者	1,546	622	2,168	8,051,694	0	0	0	0	0	0	8,051,694
農業所得者	38	6	44	302,181	0	0	0	0	0	0	302,181
その他の所得者	4,961	5,425	10,386	17,356,331	0	0	0	0	0	0	17,356,331
分離譲渡所得者	570	53	623	3,623,201	1,000	1,622,592	61,166	1,112,374	147,159	31,310	6,598,802
合計	55,418	14,944	70,362	224,049,771	1,600	1,622,592	61,166	1,112,374	147,159	31,310	227,025,972

所有者区分	所得控除額	課税標準額							
		総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計
給与所得者	72,701,969	122,014,395	600	0	0	0	0	0	122,014,995
営業等所得者	2,581,412	5,470,282	0	0	0	0	0	0	5,470,282
農業所得者	99,120	203,061	0	0	0	0	0	0	203,061
その他の所得者	9,541,467	7,814,864	0	0	0	0	0	0	7,814,864
分離譲渡所得者	884,392	2,803,182	595	1,570,806	57,724	1,106,599	145,839	29,665	5,714,410
合計	85,808,360	138,305,784	1,195	1,570,806	57,724	1,106,599	145,839	29,665	141,217,612

所有者区分	算出税額							税額控除額等	所得割額	平均税率
	総所得・山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計			
給与所得者	7,318,477	0	0	0	0	0	7,318,477	209 505,433	1,933 6,811,111	6.0
営業等所得者	328,127	0	0	0	0	0	328,127	128 21,917	134 306,076	6.0
農業所得者	12,181	0	0	0	0	0	12,181	0 415	0 11,766	6.0
その他の所得者	468,470	0	0	0	0	0	468,470	83 35,784	836 431,850	6.0
分離譲渡所得者	168,228	46,819	3,117	33,198	4,376	890	256,628	0 18,862	13,848 223,918	6.0
合計	8,295,483	46,819	3,117	33,198	4,376	890	8,383,883	420 582,411	16,751 7,784,721	6.0

※「税額控除額等」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整額の再掲
※「所得割額」欄の上段数値は〔配当割額の控除額〕と〔株式等譲渡所得割額の控除額〕と〔減免税額〕の合算額

3　所得区分別所得割額等の推移

(1)　給与所得者

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	58,976	△ 1.3	180,045,598	419	180,046,017	2.4
R5	58,741	△ 0.4	181,524,771	365	181,525,136	0.8
R6	58,849	0.2	183,206,122	4,642	183,210,764	0.9
R7	55,780	△ 5.2	182,277,511	1,287	182,278,798	△ 0.5
R8	57,141	2.4	194,716,364	600	194,716,964	6.8

年度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	71,360,358	8.1	108,685,241	418	108,685,659	△ 1.0
R5	70,309,094	△ 1.5	110,215,678	364	110,216,042	1.4
R6	71,585,788	1.8	111,620,335	4,641	111,624,976	1.3
R7	69,662,395	△ 2.7	112,616,117	1,286	112,617,403	0.9
R8	72,701,969	4.4	122,014,395	600	122,014,995	8.3

年度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額控除額等	平均税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R4	6,518,722	△ 1.0	513 354,440	12.3	6,162,267	△ 1.7	2,015	6.0
R5	6,610,520	1.4	591 407,552	15.0	6,201,897	0.6	1,071	6.0
R6	6,695,031	1.3	767 444,679	9.1	6,249,237	0.8	1,115	6.0
R7	6,754,702	0.9	84 454,425	2.2	5,797,019	△ 7.2	503,258	6.0
R8	7,318,477	8.3	209 505,433	11.2	6,811,111	17.5	1,933	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整額の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(2)　営業等所得者

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	2,426	2.0	7,850,743	0	7,850,743	3.5
R5	2,221	△ 8.5	7,558,158	0	7,558,158	△ 3.7
R6	2,213	△ 0.4	7,470,709	0	7,470,709	△ 1.2
R7	1,883	△ 14.9	7,314,828	0	7,314,828	△ 2.1
R8	2,168	15.1	8,051,694	0	8,051,694	10.1

年度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	2,726,108	11.6	5,124,635	0	5,124,635	△ 0.4
R5	2,564,131	△ 5.9	4,994,027	0	4,994,027	△ 2.5
R6	2,568,901	0.2	4,901,808	0	4,901,808	△ 1.8
R7	2,253,944	△ 12.3	5,060,884	0	5,060,884	3.2
R8	2,581,412	14.5	5,470,282	0	5,470,282	8.1

年度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額控除額等	平均税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R4	307,376	△ 0.4	120 14,090	2.5	293,197	△ 0.6	89	6.0
R5	299,551	△ 2.5	186 15,535	10.3	283,914	△ 3.2	102	6.0
R6	294,017	△ 1.8	11 16,986	9.3	277,012	△ 2.4	19	6.0
R7	303,572	3.2	24 17,461	2.8	270,076	△ 2.5	16,035	6.0
R8	328,127	8.1	128 21,917	25.5	306,076	13.3	134	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(3)　農業所得者

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	51	6.3	433,791	0	433,791	11.9
R5	38	△ 25.5	151,466	0	151,466	△ 65.1
R6	29	△ 23.7	178,380	0	178,380	17.8
R7	34	17.2	248,141	0	248,141	39.1
R8	44	29.4	302,181	0	302,181	21.8

年度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	138,781	11.5	295,010	0	295,010	12.1
R5	91,200	△ 34.3	151,466	0	151,466	△ 48.7
R6	62,307	△ 31.7	116,073	0	116,073	△ 23.4
R7	83,262	33.6	164,879	0	164,879	42.0
R8	99,120	19.0	203,061	0	203,061	23.2

年度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額控除額等	平均税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R4	17,698	12.1	145	9.8	17,553	12.1	0	6.0
R5	9,087	△ 48.7	147	1.4	8,940	△ 49.1	0	6.0
R6	6,963	△ 23.4	160	8.8	6,803	△ 23.9	0	6.0
R7	9,891	42.1	224	40.0	9,205	35.3	462	6.0
R8	12,181	23.2	415	85.3	11,766	27.8	0	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(4)　その他の所得者

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者数		総所得金額等			
	計	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	9,946	△ 1.5	17,004,315	1,000	17,005,315	4.4
R5	9,805	△ 1.4	16,545,634	1,542	16,547,176	△ 2.7
R6	9,595	△ 2.1	16,106,507	8,135	16,114,642	△ 2.6
R7	7,688	△ 19.9	13,943,066	0	13,943,066	△ 13.5
R8	10,386	35.1	17,356,331	0	17,356,331	24.5

年度	所得控除		課税標準額			
	金額	伸率	総所得	山林所得	計	伸率
R4	9,461,427	9.7	7,543,021	867	7,543,888	△ 1.5
R5	9,208,690	△ 2.7	7,336,944	1,542	7,338,486	△ 2.7
R6	8,957,996	△ 2.7	7,148,853	7,793	7,156,646	△ 2.5
R7	6,998,724	△ 21.9	6,944,342	0	6,944,342	△ 3.0
R8	9,541,467	36.3	7,814,864	0	7,814,864	12.5

年度	算出税額		税額控除		所得割額		配当割額控除額等	平均税率
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R4	452,227	△ 1.5	202 33,464	△ 0.1	417,734	△ 1.7	1,029	6.0
R5	439,914	△ 2.7	124 32,914	△ 1.6	406,359	△ 2.7	641	6.0
R6	429,004	△ 2.5	107 32,443	△ 1.4	396,077	△ 2.5	484	6.0
R7	416,349	△ 2.9	3 26,565	△ 18.1	324,872	△ 18.0	64,912	6.0
R8	468,470	12.5	83 35,784	34.7	431,850	32.9	836	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(5)　短期及び長期譲渡所得等について分離課税をした者

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者数		総所得金額等								
	計	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R4	439	6.0	2,655,783	2,304	1,024,226	17,460	587,948	15,763	27,167	4,330,651	7.7
R5	476	8.4	2,874,494	0	1,369,028	39,806	522,580	50,938	20,904	4,877,750	12.6
R6	479	0.6	3,149,139	7,152	1,589,366	56,241	513,006	53,258	75,676	5,443,838	11.6
R7	537	12.1	3,338,893	3,272	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	7,272,108	33.6
R8	623	16.0	3,623,201	1,000	1,622,592	61,166	1,112,374	147,159	31,310	6,598,802	△ 9.3

年度	所得控除		課税標準額								
	金額	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R4	611,092	15.8	2,105,144	2,057	973,899	15,804	585,204	15,561	21,890	3,719,559	6.4
R5	642,431	5.1	2,285,700	0	1,328,851	35,750	517,343	50,537	17,138	4,235,319	13.9
R6	650,980	1.3	2,548,418	6,141	1,542,739	53,471	510,919	53,183	70,835	4,785,706	13.0
R7	757,031	16.3	2,634,968	3,272	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	6,515,077	36.1
R8	884,392	16.8	2,803,182	595	1,570,806	57,724	1,106,599	145,839	29,665	5,714,410	△ 12.3

年度	算出税額								税額控除		所得割額		配当割額控除額等	平均税率
	総所得・山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率	税額	伸率	税額	伸率		
R4	126,432	29,102	852	17,555	467	656	175,064	10.8	8,853	△ 14.9	163,630	12.4	2,581	6.0
R5	137,142	39,840	1,912	15,451	1,515	515	196,375	12.2	32,914	271.8	180,219	10.1	4,584	6.0
R6	153,273	46,209	2,884	15,327	1,597	2,125	221,415	12.8	16,894	△ 48.7	199,276	10.6	5,245	6.0
R7	158,296	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	277,207	25.2	18,185	7.6	249,203	25.1	9,819	6.0
R8	168,228	46,819	3,117	33,198	4,376	890	256,628	△ 7.4	18,862	3.7	223,918	△ 10.1	13,848	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。

※「配当割額控除額等」欄は「配当割額の控除額」に「株式等譲渡所得割額の控除額」を含む

(6) 合　　計

（単位：人，千円，％）

年度	納税義務者		総所得金額等								
	計	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R4	71,838	△ 1.1	207,990,230	3,723	1,024,226	17,460	587,948	15,763	27,167	209,666,517	2.7
R5	71,281	△ 0.8	208,654,523	1,907	1,369,028	39,806	522,580	50,938	20,904	210,659,686	0.5
R6	71,165	△ 0.2	210,110,857	19,929	1,589,366	56,241	513,006	53,258	75,676	212,418,333	0.8
R7	65,922	△ 7.4	207,122,439	4,559	2,031,163	116,550	1,670,510	55,980	55,740	211,056,941	△ 0.6
R8	70,362	6.7	224,049,771	1,600	1,622,592	61,166	1,112,374	147,159	31,310	227,025,972	7.6

年度	所得控除		課税標準額								
	金額	伸率	総所得	山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率
R4	84,297,766	8.5	123,753,051	3,342	973,899	15,804	585,204	15,561	21,890	125,368,751	△ 0.8
R5	82,815,546	△ 1.8	124,983,815	1,906	1,328,851	35,750	517,343	50,537	17,138	126,935,340	1.2
R6	83,825,972	1.2	126,335,487	18,575	1,542,739	53,471	510,919	53,183	70,835	128,585,209	1.3
R7	79,754,356	△ 4.9	127,421,190	4,558	1,987,403	115,122	1,668,318	55,724	50,270	131,302,585	2.1
R8	85,808,360	7.6	138,305,784	1,195	1,570,806	57,724	1,106,599	145,839	29,665	141,217,612	7.6

年度	算出税額								税額控除		所得割額		平均税率
	総所得・山林所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等の譲渡所得	上場株式等の配当所得	先物取引の雑所得等	計	伸率	税額	伸率	税額	伸率	
R4	7,422,455	29,102	852	17,555	467	656	7,471,087	△ 0.8	901 410,992	10.1	3,986 7,054,381	△ 1.4	6.0
R5	7,496,214	39,840	1,912	15,451	1,515	515	7,555,447	1.1	726 489,062	19.0	5,714 7,081,329	0.4	6.0
R6	7,578,288	46,209	2,884	15,327	1,597	2,125	7,646,430	1.2	898 511,162	4.5	6,398 7,128,405	0.7	6.0
R7	7,642,810	59,466	6,216	50,050	1,671	1,508	7,761,721	1.5	87 516,860	1.1	6,863 6,650,375	△ 6.7	6.0
R8	8,295,483	46,819	3,117	33,198	4,376	890	8,383,883	8.0	420 582,411	12.7	16,751 7,784,721	17.1	6.0

※「税額控除」欄に税額調整額を含む。上段数値は税額調整分の再掲
※「所得割額」欄の上段は「配当割額控除額等」の合計

４　個人市民税納税義務者数年度別調

（単位：人，％）

区　分	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給　与 所得者	61,468	80.0	61,371	80.3	61,258	80.3	61,200	79.9	59,231	78.9
営業等 所得者	2,682	3.5	2,641	3.4	2,533	3.3	2,546	3.3	2,556	3.4
農　業 所得者	56	0.1	40	0.1	50	0.1	55	0.1	58	0.1
その他 所得者	12,635	16.4	12,369	16.2	12,475	16.3	12,807	16.7	13,245	17.6
家屋敷 等のみ	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－
合　計	76,841	100.0	76,421	100.0	76,316	100.0	76,608	100.0	75,090	100.0

※市町村税課税状況等の調による

５　令和８年度個人市民税徴収別調定額調（６月１日時点）

（単位：千円）

区　分	市民税課税額			道民税課税額			合計税額
	均等割額	所得割額	計	均等割額	所得割額	計	
普通徴収	47,981	1,445,133	1,493,114	16,002	962,943	978,945	2,472,059
年金特徴	32,495	333,647	366,142	10,832	222,312	233,144	599,286
給与特徴	143,977	5,957,363	6,101,340	47,991	3,970,508	4,018,499	10,119,839
計	224,453	7,736,143	7,960,596	74,825	5,155,763	5,230,588	13,191,184

※調定実績資料による

６　個人市民税徴収別納税義務者数調

（単位：人）

区　分	普通徴収	給　与　特　徴		年　金　特　徴		納税義務者合計
	納税義務者	納税義務者	特徴義務者	納税義務者	特徴義務者	
R4年度	15,488	48,543	4,176	12,810	6	76,841
R5年度	14,840	48,804	4,285	12,777	6	76,421
R6年度	14,738	48,451	4,300	13,127	5	76,316
R7年度	13,847	48,941	4,364	13,820	5	76,608
R8年度	12,287	48,437	4,402	14,366	5	75,090

※市町村税課税状況等の調による

7　個人市民税所得割課税標準額段階別納税義務者数調

課税標準額の段階	R4年度		R5年度		R6年度	
	義務者数	構成比	義務者数	構成比	義務者数	構成比
10万円以下の金額	2,889	4.1	2,971	4.2	112	0.2
10万円を超え 100万円以下の金額	27,070	38.0	26,219	36.8	23,142	35.1
100万円を超え 200万円以下の金額	21,272	29.8	21,389	30.1	21,478	32.6
200万円を超え 300万円以下の金額	9,971	14.0	10,373	14.6	10,763	16.3
300万円を超え 400万円以下の金額	5,393	7.6	5,492	7.7	5,581	8.5
400万円を超え 550万円以下の金額	2,729	3.8	2,765	3.9	2,862	4.3
550万円を超え 700万円以下の金額	675	0.9	661	0.9	682	1.0
700万円を超え 1,000万円以下の金額	536	0.8	536	0.7	518	0.8
1,000万円を超える金額	746	1.0	759	1.1	784	1.2
合　　計	71,281	100.0	71,165	100.0	65,922	100.0

再　　掲	R4年度		R5年度		R6年度	
課税標準の段階	義務者数	構成比	義務者数	構成比	義務者数	構成比
200万円以下の金額	51,231	71.9	50,579	71.1	44,732	67.9
200万円を超え 700万円以下の金額	18,768	26.3	19,291	27.1	19,888	30.1
700万円を超える金額	1,282	1.8	1,295	1.8	1,302	2

（単位：人，％）

課税標準額の段階	R7年度		R8年度	
	義務者数	構成比	義務者数	構成比
10万円以下の金額	2,767	3.9	2,175	3.1
10万円を超え100万円以下の金額	24,601	34.5	22,638	32.2
100万円を超え200万円以下の金額	21,657	30.3	21,386	30.4
200万円を超え300万円以下の金額	11,297	15.8	12,060	17.1
300万円を超え400万円以下の金額	5,781	8.1	6,054	8.6
400万円を超え550万円以下の金額	3,161	4.4	3,749	5.3
550万円を超え700万円以下の金額	726	1.0	864	1.2
700万円を超え1,000万円以下の金額	558	0.8	599	0.9
1,000万円を超える金額	812	1.1	837	1.2
合　　計	65,922	100.0	70,362	100.0

再　　掲	R7年度		R8年度	
課税標準の段階	義務者数	構成比	義務者数	構成比
200万円以下の金額	49,025	68.7	46,199	65.7
200万円を超え700万円以下の金額	20,965	29.3	22,727	32.2
700万円を超える金額	1,370	1.9	1,436	2.1

８　法人市民税法人税割産業区分別件数及び調定額調（現年度）

産業区分		R3年度			R4年度		
		件数	調定額		件数	調定額	
			税額	構成比		税額	構成比
第一次	農業	9	658	0.1	6	1,608	0.2
	林業・狩猟業	8	1,937	0.3	9	1,432	0.2
	漁業・水産業	3	105	0.0	4	301	0.0
	小計	20	2,700	0.4	19	3,341	0.4
第二次	鉱業	6	389	0.1	5	276	0.0
	建設業	329	68,920	11.2	302	101,167	10.6
	製造業	170	87,841	14.3	180	132,402	13.9
	小計	505	157,150	25.6	487	233,845	24.5
第三次	電気･ガス･水道業	18	33,749	5.5	15	27,338	2.9
	運輸通信業	134	37,875	6.2	101	46,137	4.8
	卸・小売業	484	104,839	17.0	466	145,900	15.3
	金融・保険業	67	172,085	28.0	60	312,583	32.8
	不動産業	139	23,198	3.8	148	39,293	4.1
	サービス業	492	82,820	13.5	519	144,327	15.2
	小計	1,334	454,566	74.0	1,309	715,578	75.1
合計		1,859	614,416	100.0	1,815	952,764	100.0

※法人市民税決算分析表より

（単位：千円，％）

R5年度			R6年度			R7年度		
件　数	調　定　額		件　数	調　定　額		件　数	調　定　額	
	税　　額	構成比		税　　額	構成比		税　　額	構成比
9	7,511	0.9	11	25,285	2.3	11	10,032	1.0
7	1,067	0.1	7	1,885	0.2	5	1,314	0.1
4	274	0.0	4	512	0.0	5	704	0.1
20	8,852	1.0	22	27,682	2.5	21	12,050	1.2
7	896	0.1	3	825	0.1	6	3,172	0.3
298	82,185	9.7	313	126,985	11.5	313	160,326	15.7
166	152,763	18.0	167	198,031	17.9	170	145,697	14.3
471	235,844	27.8	483	325,841	29.5	489	309,195	30.3
13	25,274	3.0	16	26,079	2.4	17	14,054	1.4
124	49,366	5.8	112	38,168	3.5	109	71,355	7.0
494	172,014	20.2	466	177,439	16.1	459	174,696	17.1
51	199,272	23.4	65	343,085	31.1	69	226,426	22.2
151	42,470	5.0	135	42,717	3.9	150	45,945	4.5
543	117,792	13.8	544	122,956	11.0	574	165,379	16.2
1,376	606,188	71.2	1,338	750,444	68.0	1,378	697,855	68.5
1,867	850,884	100.0	1,843	1,103,967	100.0	1,888	1,019,100	100.0

９　法人市民税法人税割本支店別調定額調（現年度）

産業区分		R4 年度				R5	
		本店		支店		本店	
		件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
第一次	農業	5	667	1	941	8	7,432
	林業・狩猟業	8	1,319	1	113	6	963
	漁業・水産業	4	301	0	0	4	274
	小計	17	2,287	2	1,054	18	8,669
第二次	鉱業	4	276	1	0	6	330
	建設業	212	70,037	90	31,130	204	55,252
	製造業	77	52,844	103	79,558	76	70,735
	小計	293	123,157	194	110,688	286	126,317
第三次	電気・ガス・水道業	8	20,947	7	6,391	6	21,381
	運輸通信業	44	26,558	57	19,579	60	26,832
	卸・小売業	238	36,051	228	109,849	239	43,146
	金融・保険業	20	645	40	311,938	22	6,406
	不動産業	119	22,546	29	16,747	122	21,434
	サービス業	329	60,906	190	83,421	362	59,938
	小計	758	167,653	551	547,925	811	179,137
合計	計	1,068	293,097	747	659,667	1,115	314,123
	総計に対する割合 %	58.8	30.8	41.2	69.2	59.7	36.9
	総計（本店＋支店）	1,859 件 614,415 千円					

※法人市民税決算分析表より

（単位：件，千円）

年度		R6 年度				R7 年度			
支　店		本　店		支　店		本　店		支　店	
件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
1	79	9	22,175	2	3,110	9	9,044	2	988
1	104	6	1,628	1	257	4	1,076	1	238
0	0	4	512	0	0	4	697	1	7
2	183	19	24,315	3	3,367	17	10,817	4	1,233
1	566	3	741	0	84	6	3,172	0	0
94	26,933	216	91,514	97	35,471	214	116,841	99	43,485
90	82,028	79	85,774	88	112,257	73	49,444	97	96,253
185	109,527	298	178,029	185	147,812	293	169,457	196	139,738
7	3,893	11	15,566	5	10,513	8	11,553	9	2,501
64	22,534	55	19,888	57	18,280	61	48,922	48	22,433
255	128,868	227	38,171	239	139,268	229	51,589	230	123,107
29	192,866	21	11,184	44	331,901	22	12,732	47	213,694
29	21,036	109	21,582	26	21,135	120	21,197	30	24,748
181	57,854	357	65,731	187	57,225	352	115,710	222	49,669
565	427,051	780	172,122	558	578,322	792	261,703	586	436,152
752	536,761	1,097	374,466	746	729,501	1,102	441,977	786	577,123
40.3	63.1	59.5	33.9	40.5	66.1	58.4	43.4	41.6	56.6
1,867 件 850,884 千円		1,843 件 1,103,967 千円				1,888 件 1,019,100 千円			

10　法人件数調

（単位：件）

決算期	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	本　店	支　店	本　店	支　店	本　店	支　店	本　店	支　店	本　店	支　店
１月	117	22	127	24	111	21	111	21	111	21
２月	217	65	235	70	205	61	206	61	205	61
３月	1,276	744	1,382	806	1,206	704	1,210	707	1,206	705
４月	229	26	248	28	216	24	217	24	216	24
５月	218	39	236	42	206	37	207	37	206	37
６月	234	42	254	46	222	40	223	40	222	40
７月	183	23	198	25	173	22	174	22	173	22
８月	178	32	193	35	168	31	169	31	169	31
９月	218	38	236	41	206	36	207	36	206	36
10月	80	18	87	20	76	17	76	17	76	17
11月	53	15	57	16	50	14	50	14	50	14
12月	483	107	523	116	456	101	457	101	456	101
２期決算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	3,486	1,171	3,776	1,269	3,295	1,108	3,307	1,111	3,296	1,109
	4,657		5,045		4,403		4,418		4,405	

※法人市民税決算分析表より

Ⅲ　固 定 資 産 税

1　固定資産税調定額調

（単位：人，千円，％）

区　分	年度	納税義務者数	課税標準額	税　　額	伸　率
土地	R4	44,357	126,339,559	1,763,908	0.0
	R5	44,257	126,030,399	1,759,539	△ 0.2
	R6	44,107	125,504,981	1,752,171	△ 0.4
	R7	44,033	125,753,856	1,757,688	0.3
	R8	43,925	125,958,876	1,758,821	0.1
家屋	R4	51,695	341,427,257	4,670,601	8.5
	R5	51,570	343,555,333	4,703,091	0.7
	R6	51,496	338,772,242	4,647,919	△ 1.2
	R7	51,303	341,587,255	4,705,449	1.2
	R8	51,082	348,052,722	4,797,263	2.0
償却資産	R4	2,153	153,444,520	2,145,706	△ 5.6
	R5	2,227	145,726,470	2,037,942	△ 5.0
	R6	2,287	147,392,116	2,061,413	1.2
	R7	2,324	148,426,466	2,076,092	0.7
	R8	2,366	150,410,785	2,104,149	1.4
計	R4	61,252	621,211,336	8,580,215	2.9
	R5	60,970	615,312,202	8,500,572	△ 0.9
	R6	60,771	611,669,339	8,461,503	△ 0.5
	R7	60,394	615,767,577	8,539,229	0.9
	R8	60,053	624,422,383	8,660,233	1.4

※当初調定

２　土地の概要（総数）

地目		年度	地積（㎡）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）	筆数（筆）	平均価格（円／㎡）	提示平均価額（円／㎡）
畑	畑	R4	85,677,834	639,706	639,706	6,221	7,466	7,469
	農		50,598	678,254	162,927	31	13,405	－
	畑	R5	85,716,383	640,084	640,084	6,220	7,467	7,469
	農		49,439	669,282	167,565	30	13,538	－
	畑	R6	85,710,041	640,141	640,141	6,212	7,468	7,467
	農		44,712	599,949	164,425	21	13,418	－
	畑	R7	85,799,808	641,122	641,122	6,213	7,472	7,467
	農		44,712	599,949	174,156	21	13,418	－
	畑	R8	85,759,581	640,739	640,739	6,209	7,471	7,467
	農		44,712	599,949	174,156	21	13,418	－
宅地		R4	31,099,608	290,621,162	114,555,362	135,675	9,345	9,787
		R5	31,124,396	290,493,883	114,204,454	136,102	9,333	9,787
		R6	31,185,744	291,351,031	113,864,382	136,451	9,342	9,789
		R7	31,378,036	292,323,042	114,466,254	136,748	9,316	9,789
		R8	31,395,800	292,437,766	114,555,237	136,794	9,315	9,789
鉱泉地		R4	358	198,279	198,279	24	553,852	－
		R5	358	198,279	198,279	24	553,852	－
		R6	374	210,024	210,024	25	561,561	－
		R7	374	210,024	210,024	25	561,561	－
		R8	370	196,929	196,929	24	532,241	－
山林		R4	233,352,104	691,193	690,994	12,856	2,962	2,962
		R5	233,337,345	691,068	690,870	12,815	2,962	2,962
		R6	233,262,231	690,766	690,568	12,810	2,961	2,962
		R7	233,193,973	690,522	690,324	12,813	2,961	2,962
		R8	233,196,008	690,527	690,328	12,813	2,961	2,962

地　目	年度	地積 （㎡）	決定価格 （千円）	課税標準額 （千円）	筆　数 （筆）	平均価格 （円／㎡）	提　示 平均価額 （円／㎡）
牧　場	R4	36,228,365	165,978	156,604	1,463	5	－
	R5	36,112,269	165,322	155,948	1,455	5	－
	R6	36,052,194	164,916	155,576	1,452	5	－
	R7	35,680,085	162,996	153,656	1,429	5	－
	R8	35,680,085	162,996	153,656	1,429	5	－
池　沼	R4	84,614	136	136	10	2	－
	R5	84,614	136	136	10	2	－
	R6	84,614	136	136	10	2	－
	R7	84,614	136	136	10	2	－
	R8	84,614	136	136	10	2	－
原　野	R4	58,191,618	1,006,338	935,492	33,136	17	－
	R5	58,178,290	1,011,215	938,921	33,105	17	－
	R6	58,109,305	1,008,113	937,104	33,067	17	－
	R7	58,115,893	1,007,835	937,224	33,073	17	－
	R8	58,036,712	1,007,167	936,557	33,062	17	－
雑種地	R4	16,439,860	18,081,024	11,678,290	7,641	1,100	－
	R5	16,537,024	18,117,888	11,735,424	7,699	1,096	－
	R6	16,681,604	17,861,785	11,559,021	7,767	1,071	－
	R7	16,880,278	17,577,960	11,352,632	7,764	1,041	－
	R8	16,987,482	17,589,166	11,360,596	7,784	1,035	－
合　計	R4	461,124,959	312,082,070	129,017,790	197,057	677	－
	R5	461,140,118	311,987,157	128,731,681	197,460	677	－
	R6	461,220,586	312,527,842	128,222,358	197,816	678	－
	R7	461,177,773	313,213,586	128,625,528	198,096	678	－
	R8	461,185,364	313,325,375	128,708,334	198,146	679	－

※概要調書調べ
※畑･山林の平均価格及び提示平均価額は 1,000㎡当りの価格
※「畑」は「一般畑」の略。「農」は「市街化農地」の略

３　家屋の概要（総数）

区　分	年度	棟　数 （棟）	床面積 （㎡）	決定価格 （千円）	単位当り 価　格 （円／㎡）
木　造	R4	61,547	7,467,127	150,170,662	20,111
	R5	61,469	7,472,768	152,726,668	20,438
	R6	61,418	7,474,431	152,365,219	20,385
	R7	61,297	7,466,320	154,387,404	20,678
	R8	61,188	7,460,645	156,438,495	20,968
非木造	R4	10,484	4,657,046	194,743,213	41,817
	R5	10,489	4,646,352	195,539,305	42,084
	R6	10,494	4,652,546	190,919,981	41,036
	R7	10,511	4,661,254	193,059,951	41,418
	R8	10,481	4,677,056	196,487,240	42,011
計	R4	72,031	12,124,173	344,913,875	28,448
	R5	71,958	12,119,120	348,265,973	28,737
	R6	71,912	12,126,977	343,285,200	28,308
	R7	71,808	12,127,574	347,447,355	28,649
	R8	71,669	12,137,701	352,925,735	29,077

※概要調書調べ

４　木造家屋に関する調（総数）

区　分	年　度	棟　数（棟）	床　面　積（㎡）	決　定　価　格（千円）	単位当り価格（円／㎡）
住　宅	R4	53,895	6,685,722	140,919,475	21,078
	R5	53,887	6,695,182	143,384,328	21,416
	R6	53,890	6,703,552	143,083,809	21,344
	R7	53,809	6,700,194	144,974,376	21,637
	R8	53,735	6,698,195	146,817,473	21,919
店　舗 事務所 等	R4	1,449	425,853	7,108,792	16,693
	R5	1,459	425,308	7,204,917	16,940
	R6	1,467	422,228	7,159,305	16,956
	R7	1,479	420,113	7,252,531	17,263
	R8	1,490	419,684	7,461,342	17,778
工　場 倉　庫 土　蔵	R4	507	121,244	845,967	6,977
	R5	506	121,132	847,832	6,999
	R6	503	119,473	841,779	7,046
	R7	502	119,323	870,653	7,297
	R8	500	118,046	869,246	7,364
附属家	R4	5,696	234,308	1,296,428	5,533
	R5	5,617	231,146	1,289,591	5,579
	R6	5,558	229,178	1,280,326	5,587
	R7	5,507	226,690	1,289,844	5,690
	R8	5,463	224,720	1,290,434	5,742
計	R4	61,547	7,467,127	150,170,662	20,111
	R5	61,469	7,472,768	152,726,668	20,438
	R6	61,418	7,474,431	152,365,219	20,385
	R7	61,297	7,466,320	154,387,404	20,678
	R8	61,188	7,460,645	156,438,495	20,968

※概要調書調べ

５　非木造家屋に関する調（総数）

区　分	年度	棟　数（棟）	床　面　積（㎡）	決　定　価　格（千円）	単位当り価格（円／㎡）
事務所 店舗 百貨店 銀行	R4	1,335	1,051,245	62,636,787	59,583
	R5	1,328	1,044,882	62,768,111	60,072
	R6	1,326	1,046,640	61,671,458	58,923
	R7	1,321	1,036,731	61,390,787	59,216
	R8	1,326	1,065,989	64,501,477	60,509
住　宅 アパート	R4	2,486	952,298	43,053,808	45,210
	R5	2,498	950,998	43,163,383	45,387
	R6	2,502	950,163	42,703,307	44,943
	R7	2,514	956,171	43,247,259	45,230
	R8	2,510	952,357	43,143,197	45,301
病　院 ホテル	R4	143	407,840	30,799,513	75,519
	R5	142	395,454	29,966,584	75,778
	R6	137	393,490	28,698,966	72,934
	R7	137	393,535	28,699,433	72,927
	R8	137	386,334	28,502,153	73,776
工　場 倉　庫 市　場	R4	2,684	1,816,977	49,305,122	27,136
	R5	2,703	1,827,222	50,696,376	27,745
	R6	2,709	1,834,997	49,308,487	26,871
	R7	2,724	1,847,920	51,118,896	27,663
	R8	2,722	1,848,458	51,810,516	28,029
その他	R4	3,836	428,686	8,947,983	20,873
	R5	3,818	427,796	8,944,851	20,909
	R6	3,820	427,256	8,537,763	19,983
	R7	3,815	426,897	8,603,576	20,154
	R8	3,786	423,918	8,529,897	20,122
合　計	R4	10,484	4,657,046	194,743,213	41,817
	R5	10,489	4,646,352	195,539,305	42,084
	R6	10,494	4,652,546	190,919,981	41,036
	R7	10,511	4,661,254	193,059,951	41,418
	R8	10,481	4,677,056	196,487,240	42,011

※概要調書調べ

6　家屋の新増築状況調

区　分	年度	棟　数（棟）	床　面　積（㎡）	決　定　価　格（千円）	単位当り価格（円／㎡）
木　造	R4	493	64,273	3,888,013	60,492
	R5	386	49,338	3,043,878	61,694
	R6	351	42,469	3,028,578	71,313
	R7	289	35,069	2,488,683	70,965
	R8	254	35,086	2,503,942	71,366
非木造	R4	88	29,116	2,177,999	74,804
	R5	82	26,046	2,190,685	84,108
	R6	64	22,519	1,881,216	83,539
	R7	67	27,317	2,712,269	99,289
	R8	51	42,911	4,142,599	96,539
計	R4	581	93,389	6,066,012	64,954
	R5	468	75,384	5,234,563	69,439
	R6	415	64,988	4,909,794	75,549
	R7	356	62,386	5,200,952	83,367
	R8	305	77,997	6,646,541	85,215

7　家屋の減少状況調

区　分	年度	棟　数（棟）	床　面　積（㎡）	決　定　価　格（千円）	単位当り価格（円／㎡）
木　造	R4	485	51,003	596,298	11,691
	R5	451	45,122	514,813	11,409
	R6	408	43,984	486,126	11,052
	R7	389	43,966	482,193	10,967
	R8	354	41,308	475,153	11,503
非木造	R4	100	21,636	565,829	26,152
	R5	78	28,009	739,279	26,394
	R6	61	15,629	424,406	27,155
	R7	57	21,124	587,166	27,796
	R8	84	26,766	618,060	23,901
計	R4	585	72,639	1,162,127	15,999
	R5	529	73,131	1,254,092	17,149
	R6	469	59,613	1,210,532	20,307
	R7	446	65,090	1,069,359	16,429
	R8	438	68,074	1,093,213	16,059

※以上概要調書調べ

８　償却資産の概要

区　　分		Ｒ４年度		Ｒ５年度	
		決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額
市長が価格等を決定したもの	構　築　物	26,758,435	26,222,109	25,599,642	25,108,825
	機械及び装置	88,441,196	84,878,065	82,742,403	79,348,688
	船　舶	2,700,559	1,177,919	2,205,347	981,722
	航　空　機	0	0	0	0
	車両及び運搬具	1,427,885	1,427,489	1,454,046	1,453,651
	工具・器具及び備品	12,276,202	12,260,144	12,055,417	12,015,225
	小　計	131,604,277	125,965,726	124,056,855	118,908,111
法第三八九条関係	総務大臣配分	22,370,435	15,537,358	22,932,248	16,172,649
	道知事配分	15,181,893	13,036,177	15,570,056	13,237,628
	小　計	37,552,328	28,573,535	38,502,304	29,410,277
合　計		169,156,605	154,539,261	162,559,159	148,318,388
伸　率		△ 5.7	△ 6.0	△ 3.9	△ 4.0

※概要調書調べ

（単位：千円，％）

Ｒ６年度		Ｒ７年度		Ｒ８年度	
決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額	決定価格	課税標準額
26,775,405	26,214,010	27,224,543	26,348,094	30,238,741	28,426,238
80,143,125	77,004,486	80,448,343	77,411,051	77,578,626	74,356,250
1,999,559	962,730	1,801,523	894,097	2,436,858	1,188,101
0	0	0	0	0	0
1,268,912	1,268,517	1,195,632	1,188,826	1,206,338	1,201,576
12,283,105	12,236,734	13,744,252	13,707,629	14,524,218	14,506,775
122,470,106	117,686,477	124,414,293	119,549,697	125,984,781	119,678,940
22,800,811	16,473,082	20,889,095	15,580,490	21,718,516	15,619,429
15,662,945	13,474,392	16,364,555	14,580,810	17,660,965	15,881,568
38,463,756	29,947,474	37,253,650	30,161,300	39,379,481	31,500,997
160,933,862	147,633,951	161,667,943	149,710,997	165,364,262	151,179,937
△ 1.0	△ 0.5	0.5	1.4	2.3	1.0

９　国有資産等所在市町村交付金に関する調

（単位：千円，％）

区　　分		国有資産	道有資産	空港用資産	合　　計
R4年度	金　額	25,257	64,179	18,073	107,509
	伸　率	△ 1.7	△ 20.6	6.1	△ 12.9
R5年度	金　額	24,535	64,918	18,318	107,770
	伸　率	△ 2.9	1.2	1.4	0.2
R6年度	金　額	23,330	64,982	16,848	105,160
	伸　率	△ 4.9	0.1	△ 8.0	△ 2.4
R7年度	金　額	22,398	65,098	15,780	103,276
	伸　率	△ 4.0	0.2	△ 6.3	△ 1.8
R8年度	金　額	21,188	65,702	14,499	101,389
	伸　率	△ 5.4	0.9	△ 8.1	△ 1.8

※概要調書調べ

※金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

10　固定資産課税台帳縦覧及び評価審査申出状況調

（単位：件，％）

区分		閲覧縦覧		審査申出		審査決定件数		
		件　数	対前年比	受理件数	取下げ件数	却下件数	棄却件数	認容件数
R4年度	土　地	271	△ 22.1	1	0	0	1	0
	家　屋			1	0	0	1	0
	償却資産	121	14.2	0	0	0	0	0
	計	392	△ 13.7	2	0	0	2	0
	縦覧	1	－	－	－	－	－	－
R5年度	土　地	394	45.4	1	0	1	0	0
	家　屋			1	0	1	0	0
	償却資産	113	△ 6.6	0	0	0	0	0
	計	507	29.3	2	0	2	0	0
	縦覧	0	－	－	－	－	－	－
R6年度	土　地	388	△ 1.5	2	0	0	2	0
	家　屋			2	0	0	2	0
	償却資産	113	0.0	0	0	0	0	0
	計	501	△ 1.2	4	0	0	4	0
	縦覧	0	－	－	－	－	－	－
R7年度	土　地	446	14.9	2	0	2	0	0
	家　屋			2	0	2	0	0
	償却資産	98	△ 13.3	0	0	0	0	0
	計	544	8.6	4	0	4	0	0
	縦覧	0	－	－	－	－	－	－
R8年度	土　地	428	△ 4.0	2	0	2	0	0
	家　屋			2	0	2	0	0
	償却資産	115	17.3	0	0	0	0	0
	計	543	△ 0.2	4	0	4	0	0
	縦覧	0	－	－	－	－	－	－

※審査係属中につき、審査申出の計と審査決定件数の計が一致しない場合あり

11　都市計画税調定額調

（単位：人，千円，％）

区　分	年　度	納税義務者数	課税標準額	税　　額	伸　率
土地	R4	41,812	147,927,278	441,775	0.1
	R5	41,727	147,717,104	441,130	△ 0.1
	R6	41,599	147,637,674	440,928	0.0
	R7	41,539	147,927,648	442,456	0.3
	R8	41,429	148,083,076	442,401	0.0
家屋	R4	48,675	313,906,872	937,376	6.3
	R5	48,570	316,314,884	944,607	0.8
	R6	48,497	311,870,338	931,376	△ 1.4
	R7	48,317	315,935,401	945,040	1.5
	R8	48,102	321,724,769	961,182	1.7
計	R4	56,452	461,834,150	1,379,151	4.2
	R5	56,147	464,031,988	1,385,737	0.5
	R6	55,911	459,508,012	1,372,304	△ 1.0
	R7	55,555	463,863,049	1,387,496	1.1
	R8	55,182	469,807,845	1,403,583	1.2

※当初調定

Ⅳ　諸　　税

1　軽自動車税課税状況調

（単位：台，千円，％）

区分					R４年度				R５年度			
					台数	構比	税額	構比	台数	構比	税額	構比
原動機付自転車	50 CC　以下				1,062	2.1	2,124	0.5	1,057	2.1	2,114	0.5
	90 CC　以下				188	0.4	376	0.1	189	0.4	378	0.1
	125 CC　以下				349	0.7	837	0.2	394	0.8	946	0.2
	ミニカー				79	0.2	292	0.1	81	0.2	300	0.1
	小計				1,678	3.4	3,629	0.8	1,721	3.5	3,737	0.9
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪(側車付含)			1,433	2.8	5,159	1.2	1,460	3.0	5,256	1.2
		三輪			0	0.0	0	0.0	1	0.0	4	0.0
		四輪	乗用	営業用	2	0.0	14	0.0	23	0.0	157	0.0
				自家用	37,349	74.0	374,622	86.2	36,335	73.4	371,584	85.9
			貨物	営業用	309	0.6	1,143	0.3	313	0.6	1,169	0.3
				自家用	5,494	10.8	27,970	6.4	5,402	10.9	27,772	6.4
		雪上車			1	0.0	3	0.0	1	0.0	3	0.0
	小型特殊	農耕用			676	1.3	1,352	0.3	681	1.4	1,362	0.3
		その他			1,799	3.6	10,614	2.4	1,832	3.7	10,809	2.5
	小計				47,063	93.1	420,629	96.8	46,048	93.0	418,116	96.7
二輪の小型自動車					1,746	3.5	10,476	2.4	1,749	3.5	10,494	2.4
合計					50,487	100.0	434,734	100.0	49,518	100.0	432,347	100.0

※決算調定
※「構比」は構成比率
※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

軽自動車税課税状況調（続）

（単位：台，千円，％）

区分					R６年度				R７年度			
					台数	構比	税額	構比	台数	構比	税額	構比
原動機付自転車	50 CC 以下				1,048	2.1	2,096	0.5	1,060	2.1	2,120	0.5
	90 CC 以下				215	0.4	430	0.1	215	0.4	430	0.1
	125 CC 以下				450	0.9	1,080	0.2	476	0.9	1,142	0.2
	ミニカー				81	0.2	300	0.1	80	0.2	296	0.1
	小計				1,794	3.6	3,906	0.9	1,831	3.6	3,988	0.9
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪(側車付含)			1,527	3.1	5,497	1.2	1,591	3.1	5,728	1.2
		三輪			1	0.0	4	0.0	1	0.0	5	0.0
		四輪	乗用	営業用	46	0.1	333	0.1	58	0.1	409	0.1
				自家用	36,290	73.0	377,750	85.9	37,458	73.3	397,806	86.3
			貨物	営業用	316	0.6	1,186	0.3	325	0.6	1,243	0.3
				自家用	5,426	10.9	28,164	6.4	5,398	10.6	28,228	6.1
		雪上車			1	0.0	3	0.0	1	0.0	3	0.0
	小型特殊	農耕用			684	1.4	1,368	0.3	687	1.3	1,374	0.3
		その他			1,899	3.8	11,204	2.5	1,933	3.8	11,405	2.5
	小計				46,190	92.9	425,509	96.8	47,452	92.8	446,201	96.8
二輪の小型自動車					1,755	3.5	10,530	2.3	1,826	3.6	10,956	2.4
合計					49,739	100.0	439,945	100.0	51,109	100.0	461,145	100.0

※決算調定
※「構比」は構成比率
※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

２　市たばこ税課税状況調

区　　分	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
売り渡し本数(千本)	255,549	260,085	260,573	255,669	249,433
標　準　分	255,549	260,085	260,573	255,669	249,433
特　例　分	0	0	0	0	0
税　　率	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円	千本につき 6,552円
税　　額(千円)	1,606,586	1,704,074	1,707,272	1,675,144	1,634,285
標　準　分	1,606,586	1,704,074	1,707,272	1,675,144	1,634,285
特　例　分	0	0	0	0	0
(%) 伸　　率	7.2	6.1	0.2	△ 1.9	△ 2.4

※決算調定による

３　鉱産税課税状況調

（単位：ﾄﾝ，千円，％）

年　度	生　産　量	課税標準額	税　　額	伸　率
R3	270,871	1,896,833	18,954	8.1
R4	263,311	1,797,057	17,953	△ 5.3
R5	261,060	1,766,036	17,648	△ 1.7
R6	205,955	1,340,228	13,388	△ 24.1
R7	190,063	1,313,871	13,126	△ 2.0

※決算調定による

４　入湯税課税状況調

区　　分	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
入湯客数　(人)	499,292	702,895	735,748	755,106	739,844
〔課税分〕 宿　泊	325,408	512,847	534,734	556,990	545,303
〔課税分〕 日帰り	173,884	190,048	201,014	198,116	194,541
税率 宿　泊(一　般)	250円	250円	250円	250円	300円
税率 宿　泊(一　般)	150円	150円	150円	150円	150円
税率 宿　泊(修学旅行)	70円	70円	70円	70円	70円
税率 日帰り(一　般)	90円	90円	90円	90円	90円
税率 日帰り(修学旅行)	40円	40円	40円	40円	40円
税　額　(千円)	84,385	124,809	132,728	135,077	146,906
伸　率　(%)	5.6	47.9	6.3	1.8	8.8

※決算調定による

※宿泊（一般）の上段は国際観光ホテル登録施設に対する税率。令和７年４月宿泊分から300円（変更前250円）
宿泊（一般）の下段は上記施設以外に対する税率

5　地方譲与税等に関する調

（単位：千円，％）

区　分		R３年度		R４年度		R５年度		R６年度		R７年度	
		金　額	伸率	金　額	伸率	金　額	伸率	金　額	伸率	金　額	伸率
地方揮発	当初予算	149,000	△ 4.5	149,000	0.0	150,000	0.7	146,000	△ 2.7	137,000	△ 6.2
油譲与税	決　算	154,637	2.7	147,164	△ 4.8	147,539	0.3	145,132	△ 1.6	137,357	△ 5.4
自動車重	当初予算	408,000	△ 12.6	464,000	13.7	428,000	△ 7.8	472,000	10.3	447,000	△ 5.3
量譲与税	決　算	442,130	1.0	440,485	△ 0.4	444,791	1.0	444,144	△ 0.1	456,382	2.8
森林環境	当初予算	61,875	100.0	79,875	29.1	79,875	0.0	104,854	31.3	112,706	7.5
譲与税	決　算	61,341	100.0	78,836	28.5	78,836	0.0	102,880	30.5	108,409	5.4
特別とん	当初予算	28,000	△ 12.5	37,000	32.1	43,000	16.2	36,000	△ 16.3	36,000	0.0
譲与税	決　算	39,671	8.2	38,921	△ 1.9	39,501	1.5	34,776	△ 12.0	37,682	8.4
航空機燃	当初予算	10,000	△ 54.5	9,000	△ 10.0	28,000	211.1	24,000	△ 14.3	20,000	△ 16.7
料譲与税	決　算	27,329	439.6	26,158	△ 4.3	22,016	△ 15.8	22,547	2.4	22,274	△ 1.2
利子割	当初予算	9,000	△ 25.0	11,000	22.2	7,000	△ 36.4	6,000	△ 14.3	8,000	33.3
交付金	決　算	11,799	△ 27.0	7,398	△ 37.3	6,523	△ 11.8	8,682	33.1	36,343	318.6
配当割	当初予算	32,000	△ 5.9	41,000	28.1	99,000	141.5	47,000	△ 52.5	71,000	51.1
交付金	決　算	60,294	54.3	54,059	△ 10.3	60,239	11.4	82,476	36.9	83,051	0.7
株式等譲渡所得割交付金	当初予算	31,000	82.4	44,000	41.9	53,000	20.5	64,000	20.8	118,000	84.4
	決　算	73,388	54.2	43,637	△ 40.5	69,264	58.7	127,002	83.4	145,488	14.6
法人事業	当初予算	168,000	100.0	276,000	64.3	327,000	18.5	341,000	4.3	391,000	14.7
税交付金	決　算	276,930	100.0	324,607	17.2	332,141	2.3	363,780	9.5	377,276	3.7
地方消費税交付金	当初予算	4,200,000	6.1	4,230,000	0.7	4,880,000	15.4	4,190,000	△ 14.1	4,511,000	7.7
	決　算	4,399,477	8.0	4,484,873	1.9	4,405,723	△ 1.8	4,497,122	2.1	4,856,501	8.0
ゴルフ場利用税交付金	当初予算	7,100	△ 4.1	8,700	22.5	8,800	1.1	8,100	△ 8.0	7,600	△ 6.2
	決　算	8,572	4.4	8,344	△ 2.7	7,899	△ 5.3	8,250	4.4	7,967	△ 3.4
自動車取得税交付金	当初予算	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	決　算	0	0.0	0	0.0	5,139	0.0	0	△ 100.0	0	0.0
環境性能	当初予算	29,000	△ 69.8	64,000	120.7	34,000	△ 46.9	84,000	147.1	76,000	△ 9.5
割交付金	決　算	41,420	0.2	52,917	27.8	61,890	17.0	66,836	8.0	71,577	7.1
地方特例	当初予算	131,701	17.8	127,295	△ 3.3	123,646	△ 2.9	766,790	520.1	129,024	△ 83.2
交付金	決　算	127,295	△ 3.3	129,202	1.5	124,199	△ 3.9	758,965	511.1	117,815	△ 84.5
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	当初予算	342,572	100	8,879	△ 97.4	17,825	100.8	20,606	15.6	12,594	△ 38.9
	決　算	419,570	100	9,047	△ 97.8	20,108	122.3	21,395	6.4	12,579	△ 41.2
交通安全対策特別交付金	当初予算	18,000	△ 5.3	22,000	22.2	19,000	△ 13.6	15,000	△ 21.1	16,000	6.7
	決　算	20,722	△ 6.9	18,604	△ 10.2	16,176	△ 13.1	16,208	0.2	17,069	5.3
道税徴収	当初予算	239,784	0.0	239,784	0.0	239,784	0.0	241,302	0.6	241,637	0.1
委託金	決　算	242,102	△ 1.5	241,302	△ 0.3	241,637	0.1	242,179	0.2	240,776	△ 0.6
徴税関係証明閲覧手数料	当初予算	9,505	△ 22.5	10,053	5.8	11,291	12.3	9,912	△ 12.2	9,961	0.5
	決　算	10,754	9.9	10,389	△ 3.4	9,836	△ 5.3	10,217	3.9	9,567	△ 6.4

Ⅴ　納　　税

1　滞納処分状況調

（単位：件，円）

区分＼年度			R3	R4	R5	R6	R7
不動産	差押換価	件数	0	0	0	0	0
		税額	0	0	0	0	0
		件数	0	0	0	0	0
		換価額	0	0	0	0	0
動産	差押換価	件数	5	2	4	3	0
		税額	4,957,386	1,259,979	1,676,800	935,600	0
		件数	26	2	29	11	0
		換価額	307,612	114,700	249,640	136,474	0
債権	差押換価	件数	945	852	709	727	758
		税額	106,445,948	111,682,895	113,547,896	85,364,534	106,930,335
		件数	992	926	786	667	1,266
		換価額	45,089,284	43,801,434	33,735,367	30,589,987	67,950,329
その他	交付要求	件数	36	36	48	35	73
		税額	9,990,676	47,478,542	20,422,974	6,507,520	34,092,287
	配当	件数	18	16	17	9	21
		換価額	2,515,570	9,065,663	2,343,528	342,741	1,753,584

※動産は自動車を含む

2　滞納処分の停止状況調

区分			納税義務者	市民税		固定資
				個人	法人	土地・家屋
R3年度	1項	1･2号	396	15,416,786	3,502,550	31,468,524
		3号	49	1,483,557	0	11,078
	5項		64	499,161	145,000	8,805,103
	計		509	17,399,504	3,647,550	40,284,705
R4年度	1項	1･2号	257	6,279,416	1,908,823	48,743,565
		3号	2	16,950	0	11,412
	5項		44	144,829	120,000	8,898,835
	計		303	6,441,195	2,028,823	57,653,812
R5年度	1項	1･2号	374	8,612,544	818,223	26,392,557
		3号	22	421,054	0	11,517
	5項		46	375,758	60,000	10,059,318
	計		442	9,409,356	878,223	36,463,392
R6年度	1項	1･2号	369	13,363,532	234,100	32,660,085
		3号	22	383,318	0	11,488
	5項		43	430,459	160,000	9,648,653
	計		434	14,177,309	394,100	42,320,226
R7年度	1項	1･2号	412	11,528,306	632,918	17,895,810
		3号	0	0	0	0
	5項		66	1,159,633	38,200	9,554,010
	計		478	12,687,939	671,118	27,449,820

※各項及び号は地方税法第15条の７の規定を指す

第１項第１号 - 処分をする財産がないとき
同　第２号 - 処分によって生活窮迫を招くおそれがあるとき
同　第３号 - 滞納者及びその財産が不明であるとき
第５項　　- 限定承認に係る徴収金及び徴収不能金の納付納入義務の消滅

3　税目別不納欠損額調

区分		R３年度			R４年度		
		納税者数	税額	構成比	納税者数	税額	構成比
市民税	個人	557	61,177	38.6	351	31,691	30.0
	法人	40	5,710	3.6	39	5,820	5.5
	計	597	66,887	42.2	390	37,511	35.5
固定資産税	土地・家屋	352	60,853	38.4	227	44,687	42.2
	償却資産	0	15,087	9.5	0	12,207	11.5
	計	352	75,940	47.9	227	56,894	53.7
軽自動車税		184	2,694	1.7	123	1,871	1.8
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		0	13,067	8.2	0	9,566	9.0
入湯税		0	0	0.0	0	0	0.0
合計		1,133	158,588	100	740	105,842	100

※都市計画税の納税者数は固定資産税に含んでいるため「0」としている。
※償却資産の納税者数は土地・家屋に含んでいるため「0」としている。

（単位：人，円，％）

産　税 償却資産	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	合　　計	税　額 構成比
11,949,079	1,148,653	0	6,861,398	70,346,990	81.2
4,206	18,900	0	2,416	1,520,157	1.8
3,343,431	12,900	0	1,919,866	14,725,461	17.0
15,296,716	1,180,453	0	8,783,680	86,592,608	100.0
16,405,175	469,400	0	10,452,571	84,258,950	85.7
3,840	0	0	2,448	34,650	0.0
2,994,998	0	0	1,908,267	14,066,929	14.3
19,404,013	469,400	0	12,363,286	98,360,529	100.0
8,508,616	955,983	0	5,657,960	15,122,559	73.7
3,713	0	0	2,470	6,183	0.0
3,242,993	0	0	2,156,489	5,399,482	26.3
11,755,322	955,983	0	7,816,919	98,360,529	100.0
10,624,532	990,142	0	7,035,593	64,907,984	80.4
3,737	0	0	2,475	401,018	0.5
3,138,768	12,900	0	2,078,501	15,469,281	19.1
13,767,037	1,003,042	0	9,116,569	80,778,283	100.0
5,797,620	1,414,099	0	3,841,788	41,110,541	72.1
0	0	0	0	0	0.0
3,095,167	9,200	0	2,051,010	15,907,220	27.9
8,892,787	1,423,299	0	5,892,798	57,017,761	100.0

（単位：人，千円，％）

R　5　年　度			R　6　年　度			R　7　年　度		
納税者数	税　額	構成比	納税者数	税　額	構成比	納税者数	税　額	構成比
270	20,622	16.8	266	16,658	18.9	181	9,484	9.2
38	4,428	3.6	28	3,639	4.1	17	1,998	1.9
308	25,050	20.4	294	20,297	23.0	198	11,482	11.1
201	64,600	52.7	200	42,897	48.6	182	60,324	58.7
0	17,704	14.5	0	14,768	16.7	0	17,482	17.0
201	82,304	67.2	200	57,665	65.3	182	77,806	75.7
98	1,334	1.1	68	1,041	1.2	53	578	0.6
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
0	13,842	11.3	0	9,274	10.5	0	12,945	12.6
0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
607	122,530	100	562	88,277	100	433	102,811	100.0

４　事由別不納欠損額調

区　　分		法第18条第１項に該当（消滅時効）　A	法第15条の７第４項に該当（滞納処分の停止）B	法第15条の７第５項に該当（即時消滅）　C
R3年度	納税者数	12	1,653	75
	税　　額	2,965,577	140,916,893	14,705,460
R4年度	納税者数	13	1,276	54
	税　　額	6,694,018	85,080,581	14,066,928
R5年度	納税者数	19	932	55
	額	5,645,784	100,989,928	15,894,558
R6年度	納税者数	50	758	72
	税　　額	1,264,466	71,542,989	15,469,281
R7年度	納税者数	83	396	105
	税　　額	9,673,358	77,230,268	15,907,220

５　督促状発付件数調

区　　分		Ｒ　３　年　度			Ｒ　４　年　度		
		調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率
市民税	普通徴収	78,322	15,348	19.6	77,248	14,783	19.1
	特別徴収	49,343	1,055	2.1	49,295	1,125	2.3
	法　　人	6,565	287	4.4	6,513	215	3.3
	計	134,230	16,690	12.4	133,056	16,123	12.1
固定資産税		245,568	25,199	10.3	245,008	24,697	10.1
軽自動車税		50,115	6,835	13.6	50,487	6,573	13.0
そ　の　他		262	1	0.4	243	1	0.4
合　　計		430,175	48,725	11.3	428,794	47,394	11.1

（単位：人，円，％）

合　　計	事　　由　　別　　割　　合		
	(A)	(B)	(C)
1,740	1.3	75.0	23.7
158,587,930	1.1	56.7	42.2
1,343	0.7	95.0	4.3
105,841,527	1.9	88.9	9.2
1,006	1.0	95.0	4.0
122,530,270	6.3	80.4	13.3
880	5.7	86.1	8.2
88,276,736	1.4	81.0	17.5
584	14.2	67.8	18.0
102,810,846	9.4	75.1	15.5

（単位：件，％）

R　5　年　度			R　6　年　度			R　7　年　度		
調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率	調定件数	発付件数	発付率
76,015	15,226	20.0	69,484	14,524	20.9	75,203	16,143	21.5
50,874	1,422	2.8	46,758	1,662	3.6	51,258	1,596	3.1
6,548	263	4.0	6,544	276	4.2	6,532	325	5.0
133,437	16,911	12.7	122,786	16,462	13.4	132,993	18,064	13.6
243,880	25,306	10.4	243,084	23,543	9.7	241,576	23,847	9.9
50,763	6,373	12.6	51,071	6,058	11.9	51,109	6,003	11.7
252	0	0.0	266	0	0.0	273	0	0.0
428,332	48,590	11.3	417,207	46,063	11.0	425,951	47,914	11.2

６　過誤納金の還付に関する調

(1)　歳入還付

区　　分	市･道民税(個人)		市民税(法人)		固定資産税	
	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
Ｒ３年度	2,995	28,364,980	240	16,073,100	162	4,036,947
Ｒ４年度	2,860	25,213,391	267	16,243,800	135	4,713,096
Ｒ５年度	2,912	27,725,165	280	22,648,960	165	4,184,156
Ｒ６年度	4,535	31,907,474	275	24,297,150	157	5,273,047
Ｒ７年度	2,912	30,358,341	288	14,996,300	195	4,777,600

(2)　歳出還付

区　　分		市･道民税(個人)		市民税(法人)		固定資産税	
		件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
R3年度	本　　税	871	21,575,556	409	37,028,500	65	2,559,100
	加　算　金		155,700		154,200		50,400
	計		21,731,256		37,182,700		2,609,500
R4年度	本　　税	1,038	25,641,578	426	40,837,300	49	8,005,200
	加　算　金		128,400		182,400		121,600
	計		25,769,978		41,019,700		8,126,800
R5年度	本　　税	1,201	33,285,742	460	58,532,100	56	1,220,000
	加　算　金		224,400		300,300		33,000
	計		33,510,142		58,832,400		1,253,000
R6年度	本　　税	1,106	27,896,597	322	25,741,800	55	579,253
	加　算　金		136,800		142,000		2,000
	計		28,033,397		25,883,800		581,253
R7年度	本　　税	1,073	21,770,234	323	40,430,400	46	397,560
	加　算　金		84,700		164,900		2,100
	計		21,854,934		40,595,300		399,660

（単位：件，円）

軽自動車税		そ　の　他		合　　計	
件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
100	843,675	0	0	3,497	49,318,702
103	903,091	0	0	3,365	47,073,378
131	1,209,500	0	0	3,488	55,767,781
116	1,158,500	0	0	5,083	62,636,171
122	1,094,008	0	0	3,517	51,226,249

（単位：件，円）

軽自動車税		そ　の　他		合　　計	
件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
	165,600		2,638,141		63,966,897
39	0	129	0	1,513	360,300
	165,600		2,638,141		64,327,197
	307,707		2,674,914		77,466,699
48	0	95	0	1,656	432,400
	307,707		2,674,914		77,899,099
	246,700		2,260,702		95,545,244
44	0	119	0	1,880	557,700
	246,700		2,260,702		96,102,944
	164,000		3,704,334		58,085,984
20	0	135	0	1,638	280,800
	164,000		3,704,334		58,366,784
	65,800		4,309,688		66,973,682
11	0	150	0	1,603	251,700
	65,800		4,309,688		67,225,382

7　市税の口座振替利用状況調

（単位：件，千円，％）

区分＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
市道民税（普通徴収）	調定件数	21,486	21,244	22,768	22,542	22,920
	登録者数	5,902	5,935	5,994	6,005	6,050
	利用率	27.47	27.94	26.33	26.64	26.40
	調定総額	1,527,128	1,543,653	1,529,132	1,435,775	1,620,709
	口座振替	408,782	409,259	386,834	399,879	392,595
	振替実績率	26.77	26.51	0.00	27.85	24.22
固定資産税 土地 家屋 都市計画税を含む	調定件数	61,392	61,252	60,970	60,771	60,394
	登録者数	18,232	18,427	18,461	18,504	18,513
	利用率	29.70	30.08	30.28	30.45	30.65
	調定総額	9,673,119	9,948,826	9,918,778	9,809,110	9,921,106
	口座振替	2,889,585	3,099,985	3,249,433	3,119,153	3,191,443
	振替実績率	29.87	31.16	32.76	31.80	32.17
固定資産税 償却資産	調定件数					
	登録者数					
	利用率					
	調定総額					
	口座振替					
	振替実績率					
軽自動車税	調定件数	50,115	50,487	50,763	51,071	51,109
	登録者数	2,947	2,984	2,994	2,961	2,954
	利用率	5.88	5.91	5.90	5.80	5.78
	調定総額	422,046	434,982	444,871	453,396	461,145
	口座振替	21,654	21,785	21,789	21,335	21,240
	振替実績率	5.13	5.01	4.90	4.71	4.61
合計	調定件数	132,993	132,983	134,501	134,384	134,423
	登録者数	27,081	27,346	27,449	27,470	27,517
	利用率	20.36	20.56	20.41	20.44	20.47
	調定総額	11,622,293	11,927,461	11,892,781	11,698,281	12,002,960
	口座振替	3,320,021	3,531,029	3,271,224	3,540,367	3,605,278
	振替実績率	28.57	29.60	27.51	30.26	30.04

※調定件数は当初調定計数

※登録者数・調定総額・口座振替は決算時計数

Ⅵ　そ　の　他

1　税務機構図

（令和8年4月1日現在）

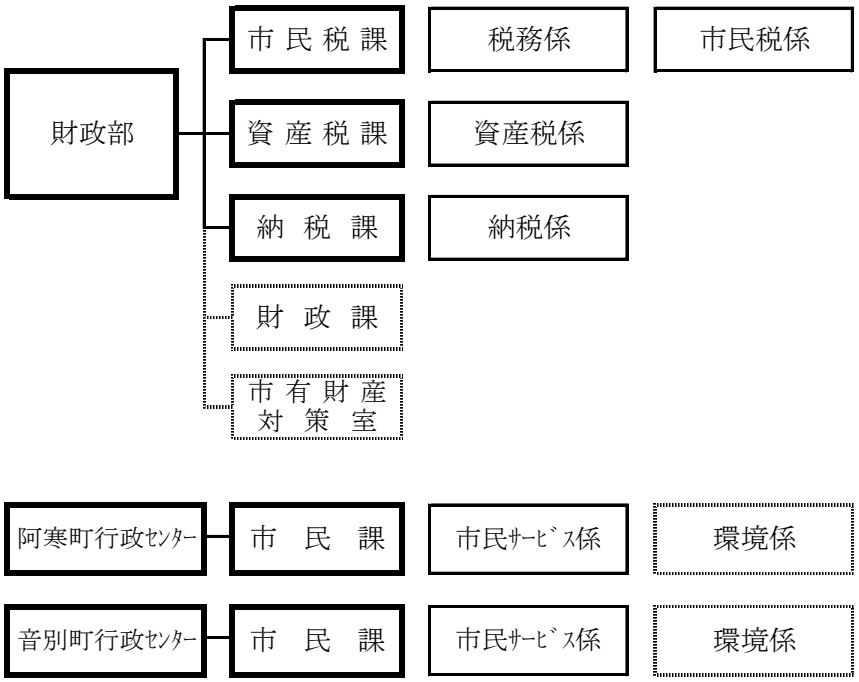

２　税務職員の配置

（令和8年4月1日現在）

財政部	課	配置						
		係	係長	専門員	主査	主任	主事	計
部長　1	市民税課	税務係	1	1	0	2	3	7
	課長　1	市民税係	1	0	4	0	11	16
		計	2	1	4	2	14	23
	資産税課	資産税係	2	1	4	0	14	21
	課長　1							
		計	2	1	4	0	14	21
	納税課	納税係	4	5	8	7	12	36
	課長　1							
		計	4	5	8	7	12	36
合　計	課長　3		8	7	16	9	40	80

阿寒町行政ｾﾝﾀｰ	市民課	市民サービス係	1	0	2	3	0	6
	課長　1							

音別町行政ｾﾝﾀｰ	市民課	市民サービス係	1	1	1	2	0	5
	課長　1							

総　計	課長　5		10	8	19	14	40	91

※各行政センターの職員数は、担当所掌の全ての事務（税務以外の事務を含む）に係る配置職員数〔次頁以降の数値も同様〕

３　税務職員の年齢階層等調

(1)　年齢階層　　（令和8年4月1日現在）

区　　分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	税　務　係	1	2	2	1	1	7	31.4
	市　民　税　係	3	8	4	1	0	16	27.4
	計	4	10	6	2	2	24	29.6
資産税課	資　産　税　係	1	13	4	2	1	21	29.2
	計	1	13	4	2	2	22	30.5
納税課	納　税　係	0	12	10	3	11	36	39.3
	計	0	12	10	4	11	37	39.6
阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	0	0	2	2	2	6	43.8
	計	0	0	2	2	3	7	45.0
音別町行政センター市民課	市民サービス係	0	0	1	0	4	5	55.2
	計	0	0	1	0	5	6	54.8
合　　計		5	35	23	10	23	96	36.4

※課の計･合計に課長等を含む

(2)　税務経験年数　　（令和8年4月1日現在）

区　　分		２年未満	４年未満	６年未満	８年未満	10年未満	10年以上	計	平均経験年数
市民税課	税 務 係	3	2	1	0	0	1	7	3年11月
	市 民 税 係	7	4	4	0	0	1	16	2年8月
	計	10	6	5	0	0	3	24	3年5月
資産税課	資 産 税 係	6	6	1	4	4	1	22	3年10月
	計	6	6	1	4	4	1	22	4年2月
納税課	納 税 係	12	10	6	3	1	5	37	3年11月
	計	12	10	6	3	1	5	37	4年1月
阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	2	0	0	1	1	2	6	9年3月
	計	3	0	0	1	1	2	7	7年11月
音別町行政センター市民課	市民サービス係	1	3	0	0	0	1	5	4年0月
	計	1	4	0	0	0	1	6	3年10月
合　　計		32	26	12	8	6	12	96	4年3月

※課の計･合計に課長等を含む

4　税務事務分掌

（令和8年4月1日現在）

課	係	事務分掌
市民税課	税務係	(1) 市税条例等に関すること。 (2) 宛名情報(共有者宛名情報を除く。)の管理に関すること。 (3) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (4) 市税に係る諸証明に関すること。 (5) 公簿の閲覧に関すること。 (6) 法人市民税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税及び宿泊税の調査及び賦課に関すること。 (7) 課内他係の所管に属しないこと。
	市民税係	(1) 個人市民税、道民税及び森林環境税の調査及び賦課に関すること。 (2) 個人道民税徴収取扱費に関すること。
資産税課	資産税係	(1) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調査及び賦課に関すること。 (2) 償却資産に係る固定資産税の調査及び賦課に関すること。 (3) 国有資産等所在市町村交付金の調査及び賦課に関すること。 (4) 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。 (5) 宛名情報(共有者宛名情報に限る。)の管理に関すること。
納税課	納税係	(1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び音別認定こども園の保育料(以下この項において「市税等」という。)の徴収及び納付相談に関すること。 (2) 市税等の滞納処分に関すること。 (3) 市税等の収納管理に関すること。 (4) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。 (5) 市税等の納税又は納付の啓発に関すること。 (6) 市税等以外の強制徴収債権の徴収、納付相談及び滞納処分に関すること(当該強制徴収債権の所管課から移管されたものに限る。)。
阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料(合併(平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。)前の国民健康保険税を含む。以下この項において同じ。)の調査及び賦課に関すること。 (2) 市税に係る諸証明に関すること。 (3) 公簿の閲覧に関すること。 (4) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項において「市税等」という。)の納付の督励指導及び相談に関すること。 (5) 口座振替に関すること。 (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること。
音別町行政センター市民課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料(合併前の国民健康保険税を含む。以下この項において同じ。)の調査及び賦課に関すること。 (2) 市税に係る諸証明に関すること。 (3) 公簿の閲覧に関すること。 (4) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料(以下この項において「市税等」という。)の納付の督励指導及び相談に関すること。 (5) 口座振替に関すること。 (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること。

※各行政センターは税務事務以外の事務分掌の記載を省略

５　税務職員の推移

（各年4月1日現在）

年度	部	市民税課	職員数	資産税課	職員数	納税課	職員数	合計
R4	財政部	税務担当	7	資産税担当	20	納税担当	37	83
		市民税担当	16					
		計	24	計	21	計	38	
R5	財政部	税務担当	6	資産税担当	20	納税担当	37	82
		市民税担当	16					
		計	23	計	21	計	38	
R6	財政部	税務係	7	資産税係	21	納税係	36	83
		市民税係	16					
		計	24	計	22	計	37	
R7	財政部	税務係	7	資産税係	21	納税係	36	83
		市民税係	16					
		計	24	計	22	計	37	
R8	財政部	税務係	7	資産税係	21	納税係	36	83
		市民税係	16					
		計	24	計	22	計	37	

R4	阿寒町行政センター市民課	市民サービス担当	6
		計	7
	音別町行政センター市民課	市民サービス担当	5
		計	6

年度	総計
R4	96

R5	阿寒町行政センター市民課	市民サービス担当	6
		計	7
	音別町行政センター市民課	市民サービス担当	5
		計	6

年度	総計
R5	95

R6	阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	6
		計	7
	音別町行政センター市民課	市民サービス係	5
		計	6

年度	総計
R6	96

R7	阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	6
		計	7
	音別町行政センター市民課	市民サービス係	5
		計	6

年度	総計
R7	96

R8	阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	6
		計	7
	音別町行政センター市民課	市民サービス係	5
		計	6

年度	総計
R8	96

※「計」に課長等を含む
※各行政センター市民課市民サービス係は、税務事務以外の事務も所掌

６　徴税費等の推移

（単位：千円）

区分＼年度			R3	R4	R5	R6	R7
税収入額		市税 (a)	21,028,182	21,270,591	21,207,104	20,804,669	21,655,413
		個人道民税	4,868,064	4,861,208	4,896,018	4,533,536	5,083,126
		合計 (b)	25,896,246	26,131,799	26,103,122	25,338,205	26,738,539
徴税費	人件費	基本給	278,631	278,362	273,698	438,683	298,823
		諸手当	133,169	124,198	135,646	148,893	150,548
		超過勤務手当	3,550	3,314	10,184	11,448	11,797
		その他の手当	129,619	120,884	125,462	137,445	138,751
		その他	102,678	101,941	99,140	108,770	114,935
		計 (c)	514,478	504,501	508,484	696,346	564,306
	需用費	旅費	640	772	1,000	966	892
		その他	55,676	119,034	89,709	65,887	149,742
		計 (d)	56,316	119,806	90,709	66,853	150,634
	報奨金などに類する経費	前納報奨金	0	0	0	0	0
		貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
		納税奨励金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		計 (e)	0	0	0	0	0
	その他 (f)		5,522	7,278	9,285	12,203	15,179
	合計 (c+d+e+f) (g)		576,316	631,585	608,478	775,402	730,119
道民税徴収取扱費		納税義務者割	232,173	229,836	228,372	228,891	230,178
		徴収金割	0	3	3	0	0
		合計 (h)	232,173	229,839	228,375	228,891	230,178
(g) － (h) (i)			344,143	401,746	380,103	546,511	499,941
税収入額に対する徴税費の割合		(g)／(b) %	2.2	2.4	2.3	3.1	2.7
		(i)／(a) %	1.6	1.9	1.8	2.6	2.3

※市町村税課税状況等の調

7　税証明・閲覧件数の推移

（単位：件）

区分		年度 R５ 本庁	R５ 行政ｾﾝﾀｰ	R５ 支所等	R５ 計	R６ 本庁	R６ 行政ｾﾝﾀｰ	R６ 支所等	R６ 計	R７ 本庁	R７ 行政ｾﾝﾀｰ	R７ 支所等	R７ 計
市道民税	所得証明	(18)	(2)	(0)	(20)	(54)	(0)	(0)	(54)	(36)	(3)	(0)	(39)
		1,019	81	148	1,248	846	80	151	1,077	774	62	113	949
	課税証明	(1,190)	(13)	(330)	(1,533)	(1,273)	(23)	(399)	(1,695)	(1,105)	(25)	(340)	(1,470)
		6,493	284	3,869	10,646	5,992	307	4,120	10,419	5,256	272	4,197	9,725
	課税回答	(1,209)	(17)	－	(1,226)	(1,163)	(29)	－	(1,192)	(1,002)	(37)	－	(1,039)
		1,209	17	－	1,226	1,163	29	－	1,192	1,002	37	－	1,039
	計	(2,417)	(32)	(330)	(2,779)	(2,490)	(52)	(399)	(2,941)	(2,143)	(65)	(340)	(2,548)
		8,721	382	4,017	13,120	8,001	416	4,271	12,688	7,032	371	4,310	11,713
納税	完納	(21)	(0)	(0)	(21)	(16)	(0)	(0)	(16)	(24)	(0)	(0)	(24)
		1,201	76	185	1,462	1,954	141	250	2,345	1,217	76	132	1,425
	指定税目	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)
		643	33	73	749	665	78	117	860	817	88	102	1,007
	軽自動車検査用	(375)	(99)	(592)	(1,066)	(230)	(80)	(320)	(630)	(236)	(40)	(170)	(446)
		375	99	592	1,066	230	80	320	630	236	40	170	446
	計	(396)	(99)	(592)	(1,087)	(246)	(80)	(320)	(646)	(262)	(40)	(170)	(472)
		2,219	208	850	3,277	2,849	299	687	3,835	2,270	204	404	2,878
固定資産税	家屋証明	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		508	1	－	509	482	1	－	483	449	0	－	449
	評価証明公課証明	(401)	(0)	(0)	(401)	(431)	(0)	(0)	(431)	(370)	(0)	(0)	(370)
		6,156	123	547	6,826	6,468	182	548	7,198	6,739	50	520	7,309
	評価通知	(1,385)	(2)	(13)	(1,400)	(1,303)	(3)	(16)	(1,322)	(1,118)	(0)	(10)	(1,128)
		1,385	2	13	1,400	1,303	3	16	1,322	1,118	0	10	1,128
	計	(1,786)	(2)	(13)	(1,801)	(1,734)	(3)	(16)	(1,753)	(1,488)	(0)	(10)	(1,498)
		8,049	126	560	8,735	8,253	186	564	9,003	8,306	50	530	8,886
閲覧	公簿関係	(0)	(0)	－	(0)	(25)	(0)	－	(25)	(6)	(0)	－	(6)
		651	5	－	656	1,014	16	－	1,030	631	82	－	713
	地番図	(21)	－	－	(21)	(8)	－	－	(8)	(15)	－	－	(15)
		1,206	－	－	1,206	1,068	－	－	1,068	1,181	－	－	1,181
	計	(21)	(0)	－	(21)	(33)	(0)	－	(33)	(21)	(0)	－	(21)
		1,857	5	－	1,862	2,082	16	－	2,098	1,812	82	－	1,894
合計		(4,620)	(133)	(935)	(5,688)	(4,503)	(135)	(735)	(5,373)	(3,914)	(105)	(520)	(4,539)
		20,846	721	5,427	26,994	21,185	917	5,522	27,624	19,420	707	5,244	25,371

※上段（ ）内の数字は無料証明件数の再掲

※行政センターの数値には阿寒湖温泉支所分を含む

８　昭和37年度以降の市税税率の推移〔「17年度(旧市)」までは旧釧路市分〕

区　分			昭和３７年度	昭和３８年度	昭和３９年度
市民税	個人	均等割	300 円	同　左	同　左
		所得割	(課税総所得金額) 10万円以下の金額 2.30 % 10万円を超える金額 3.45 % 20万円　〃　5.00 % 50万円　〃　6.25 % 100 万円　〃　7.50 % 150 万円　〃　9.10 % 250 万円　〃　10.40 % 400 万円　〃　11.70 % 600 万円　〃　13.00 % 1,000 万円　〃　14.30 % 2,000 万円　〃　15.60 % 3,000 万円　〃　16.90 % 5,000 万円　〃　18.20 %	(課税総所得金額) 15万円以下の金額 2.20 % 15万円を超える金額 3.45 % 40万円　〃　5.00 % 70万円　〃　6.25 % 100 万円　〃　7.50 % 150 万円　〃　9.10 % 250 万円　〃　10.40 % 400 万円　〃　11.70 % 600 万円　〃　13.00 % 1,000 万円　〃　14.30 % 2,000 万円　〃　15.60 % 3,000 万円　〃　16.90 % 5,000 万円　〃　18.20 %	同　左
	法人	均等割	1,800 円	同　左	同　左
		法人税割	9.7 %	同　左	同　左
固定資産税			1.75 %	同　左	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50 cc以下　500 円 90 〃　800 円 125 〃　1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用　1,000 円 その他　3,000 円 軽自動車 四輪乗用　3,000 円 〃 貨物　2,500 円 三　輪　2,000 円 二　輪　1,500 円	同　左	同　左
市たばこ消費税			12 %	13.4 %	15 %
電気ガス税			9 %	8 %	7 %
鉱産税			1 %	同　左	同　左
木材引取税			3 %	同　左	同　左
都市計画税			0.2 %	同　左	同　左

昭和４０年度	昭和４１年度	昭和４２年度	昭和４３年度
同　左	同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.10 % 15万円を超える金額 3.30 % 40万円　〃　4.68 % 70万円　〃　5.85 % 100 万円　〃　7.02 % 150 万円　〃　8.75 % 250 万円　〃　10.00 % 400 万円　〃　11.25 % 600 万円　〃　12.50 % 1,000 万円　〃　13.75 % 2,000 万円　〃　15.00 % 3,000 万円　〃　16.25 % 5,000 万円　〃　17.50 %
同　左	同　左	1千万円超 4,000円 〃　以下 2,400円	同　左
10.1 %	10.7 %	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左	同　左
原動機付自転車 50 cc以下　500 円 90　〃　800 円 125　〃　1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用　1,000 円 その他　3,000 円 軽自動車 四輪乗用　4,500 円 〃 貨物　2,500 円 三　輪　2,000 円 二　輪　1,500 円	同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	18.1 %	同　左
同　左	同　左	7 %　特例　5 %	同　左
同　左	同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左	同　左
同　左	同　左	同　左	同　左

※42年度前納報奨金制度廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和４４年度	昭和４５年度	昭和４６年度
市民税	個人	均等割	同　左	400 円	同　左
		所得割	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.18 % 40万円 〃 4.80 % 70万円 〃 5.60 % 100 万円 〃 6.72 % 150 万円 〃 8.40 % 250 万円 〃 9.60 % 400 万円 〃 10.80 % 600 万円 〃 12.00 % 1,000 万円 〃 13.20 % 2,000 万円 〃 14.40 % 3,000 万円 〃 15.60 % 5,000 万円 〃 16.80 %	同　左	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.00 % 40万円 〃 4.40 % 70万円 〃 5.50 % 100 万円 〃 6.60 % 150 万円 〃 8.05 % 250 万円 〃 9.20 % 400 万円 〃 10.35 % 600 万円 〃 11.50 % 1,000 万円 〃 12.65 % 2,000 万円 〃 13.80 % 3,000 万円 〃 14.95 % 5,000 万円 〃 16.10 %
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50 cc以下 500 円 90 〃 800 円 125 〃 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 四輪乗用 4,500 円 〃 貨物 2,500 円 三　輪 2,000 円 二　輪 1,500 円 専ら雪上走行用 1,500 円	同　左	同　左
市たばこ消費税			同　左	同　左	同　左
電気ガス税			7 %　特例 4 %	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			－	－	－
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			－	１人１日 20 円	１人１日 40 円
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※45年10月入湯税創設

昭和４７年度	昭和４８年度	昭和４９年度	昭和５０年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.00 % 40万円　〃　4.00 % 70万円　〃　5.00 % 100 万円　〃　6.24 % 150 万円　〃　7.91 % 250 万円　〃　9.04 % 400 万円　〃　10.17 % 600 万円　〃　11.30 % 1,000 万円　〃　12.43 % 2,000 万円　〃　13.56 % 3,000 万円　〃　14.69 % 5,000 万円　〃　15.82 %	（課税総所得金額） 30万円以下の金額　2 % 30万円を超える金額　3 % 50万円　〃　4 % 80万円　〃　5 % 110 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	14.5 %	同　　左
1.67 %	1.65 %	1.6 %	1.55 %
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	6 %　　特例　4 % （S48.10.1 適用）	5 %　　特例　4 % 5%(49.10) 4%(50.1)	同　　左 3% (50.6.1 適用)
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
－	保有 1.4 %　取得　3 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※48年度特別土地保有税創設

※49年度電気ガス税が電気税（上段）とガス税（下段）に分離

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和５１年度	昭和５２年度	昭和５３年度
市民税	個人	均等割	1,200 円	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	40,000 円 20,000 円 12,000 円	134,000 円 40,000 円 13,000 円	1,000,000 円　40,000 円 560,000 円　13,000 円 134,000 円
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	1.5 %	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50cc以下 780円 〃 90 〃 1,200円 〃 125 〃 1,560円 二輪小型自動車 3,960円 小型特殊自動車 農耕用 1,560円 〃 その他 4,680円 軽自動車 四輪乗用営業用 6,240円 〃 自家用 7,080円 四輪貨物営業用 3,480円 〃 自家用 3,960円 三輪 3,120円 二輪 2,400円 専ら雪上走行用 2,400円	同　左	同　左
市たばこ消費税			同　左	同　左	同　左
電気税			同　左	同　左	同　左
ガス税			2 %（S52.1.1適用）	同　左	同　左
鉱産税			1.1 %（200万円以下 0.8%）	同　左	同　左
特別土地保有税			保有 1.4 %　取得 3 %	同　左	同　左
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			廃　止	－	－
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※51年度＝51年自動車排出ｶﾞｽ規制適合車及び電気自動車に係る軽自動車税は改正前税率適用

※53年度軽自動車税に係る自動車排出ｶﾞｽ規制適合車に対する軽減措置廃止

昭和５４年度	昭和５５年度	昭和５６年度	昭和５７年度
同　　左	1,500 円	同　　左	同　　左
同　　左	（課税総所得金額） 30万円以下の金額　2 % 30万円を超える金額　3 % 45万円　〃　4 % 70万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 130 万円　〃　7 % 230 万円　〃　8 % 370 万円　〃　9 % 570 万円　〃　10 % 950 万円　〃　11 % 1,900 万円　〃　12 % 2,900 万円　〃　13 % 4,900 万円　〃　14 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	14.7 %	同　　左
1.47 %	1.44 %	1.4 %	同　　左
原動機付自転車　50cc以下 700円 90 〃 1,100円 125 〃 1,450円 二輪小型自動車　3,650円 小型特殊自動車　農耕用 1,450円 その他 4,300円 軽自動車 四輪乗用営業用 5,200円 〃　自家用 6,500円 四輪貨物営業用 2,900円 〃　自家用 3,650円 三　輪 2,850円 二　輪 2,200円 専ら雪上走行用 2,200円	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
－	－	－	150円　日帰り50円
同　　左	同　　左	同　　左	0.3 %

※54年度電気自動車は従前の税率適用

※56年度督促手数料廃止

※57年度入湯税再創設

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和５８年度	昭和５９年度	昭和６０年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	2,000 円
		所得割	同　左	同　左	（課税総所得金額） 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3 % 45万円　〃　4 % 70万円　〃　5 % 95万円　〃　6 % 120 万円　〃　7 % 220 万円　〃　8 % 370 万円　〃　9 % 570 万円　〃　10 % 950 万円　〃　11 % 1,900 万円　〃　12 % 2,900 万円　〃　13 % 4,900 万円　〃　14 %
	法人	均等割	1,500,000円　100,000円 1,000,000円　80,000円 270,000円　27,000円	3,600,000円　180,000円 2,100,000円　144,000円 480,000円　48,000円	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	原動機付自転車　50cc以下 1,000円 90 〃 1,200円 125 〃 1,600円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊自動車　農耕用 1,600円 その他 4,700円 軽自動車 四輪乗用　営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物　営業用 3,000円 自家用 4,000円 三輪 3,100円 二輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円	原動機付自転車　50cc以下 1,000円 90 〃 1,200円 125 〃 1,600円 ミニカー 2,500円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊自動車　農耕用 1,600円 その他 4,700円 軽自動車 四輪乗用　営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物　営業用 3,000円 自家用 4,000円 三輪 3,100円 二輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円
市たばこ消費税			同　左	同　左	従価割 14.3% 従量割 千本につき640円
電気税			同　左	同　左	同　左
ガス税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※58年度電気自動車に係る軽自動車税軽減税率引上げ及び適用期間59年度まで延長

※60年度電気自動車に係る軽自動車税の引上げ及びミニカーの税率規定（特例有）

昭和６１年度	昭和６２年度	昭和６３年度	平成元年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	（課税総所得金額） 60万円以下の金額　3 % 60万円を超える金額　5 % 130 万円　〃　7 % 300 万円　〃　8 % 450 万円　〃　10 % 900 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 %	（課税総所得金額） 120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円を超える金額 11 %
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
従価割 14.3% 従量割 千本につき640円 手持品課税　千本につき290円	従価割　14.3% 従量割　千本につき640円	同　　左	千本につき1,997 円 旧3級品千本につき948円
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※元年度市たばこ消費税は市たばこ税に改正

※電気税・ガス税・木材引取税は消費税の創設に伴い廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成２年度	平成３年度	平成４年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	同　左	（課税総所得金額） 160万円以下の金額　3 % 160万円を超える金額　8 % 550万円を超える金額 11 %	同　左
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度
同　　左	同　　左	同　　左	2,500円
同　　左	同　　左	（課税総所得金額） 200万円以下の金額　　3 ％ 200万円を越える金額　8 ％ 700万円を越える金額 11 ％	同　　左
同　　左	3,600,000円 180,000円 2,100,000円 156,000円 492,000円 144,000円 480,000円　60,000円 192,000円	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成９年度	平成１０年度	平成１１年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	（課税総所得金額） 同　左 同　左 700万円を超える金額 12%	同　左	（課税総所得金額） 同　左 同　左 700万円を超える金額 10 %
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			千本につき2,434円 旧3級品千本につき1,155円	同　左	千本につき2,668円 旧3級品千本につき1,266円
鉱産税			同　左	同　左	1 %　（200万円以下0.7 %）
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	千本につき2,977円 旧３級品千本につき1,412円
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	課税停止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※15年度以後特別土地保有税は課税停止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成１６年度	１７年度(旧市)	平成１７年度(新市)
市民税	個人	均等割	3,000円	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	同　左	同　左	〈本則〉　〈附則〉 1号　3,600,000円　3,000,000円 2号　2,100,000円　1,750,000円 3号　492,000円　410,000円 4号　480,000円　400,000円 5号　192,000円　160,000円 6号　180,000円　150,000円 7号　156,000円　130,000円 8号　144,000円　120,000円 9号　60,000円　50,000円 ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 (平成20年3月末終了事業年度分迄)
		法人税割	同　左	同　左	〈本則〉　〈附則〉 14.7%　12.3% ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 (平成20年3月末終了事業年度分迄)
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	宿　泊(一　般)　150円 宿　泊(修学旅行)　70円 日帰り(一　般)　90円 日帰り(修学旅行)　40円
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	課税総所得金額一律　6%	同　　左
同　　左	同　　左	〈本則〉　〈附則〉 1号　60,000円　50,000円 2号　144,000円　120,000円 3号　156,000円　130,000円 4号　180,000円　150,000円 5号　192,000円　160,000円 6号　480,000円　400,000円 7号　492,000円　410,000円 8号 2,100,000円　1,750,000円 9号 3,600,000円　3,000,000円 ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 （平成20年3月末終了事業年度分迄）
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
千本につき3,298円 旧3級品千本につき1,564円	同　　左 （附則税率を本則化）	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	1号　60,000円 2号　144,000円 3号　156,000円 4号　180,000円 5号　192,000円 6号　480,000円 7号　492,000円 8号　2,100,000円 9号　3,600,000円	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	千本につき4,618円 旧3級品千本につき2,190円	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※22年度市たばこ税改正税率は10月施行

平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
同　　左	同　　左	3,500円
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	12.1% （平成26年10月1日以降開始する事業年度分から適用）
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	千本につき5,262円 旧3級品千本につき2,495円	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>平成２７年度</th><th>平成２８年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>原動機付自転車
50cc以下 1,000円
90 〃 1,200円
125 〃 1,600円
ミニカー 2,500円
二輪小型自動車 4,000円
小型特殊自動車
農耕用 1,600円
その他 4,700円
軽自動車
四輪乗用
営業用 5,500円
(6,900円)
自家用 7,200円
(10,800円)
四輪貨物
営業用 3,000円
(3,800円)
自家用 4,000円
(5,000円)
三輪 3,100円
(3,900円)
二輪 2,400円
専ら雪上走行 2,400円
※（）は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率</td><td>原動機付自転車
50cc以下 2,000円
90 〃 2,000円
125 〃 2,400円
ミニカー 3,700円
二輪小型自動車 6,000円
小型特殊自動車
農耕用 2,000円
その他 5,900円
軽自動車
二輪 3,600円
専ら雪上走行 2,400円
<table><tr><th></th><th>三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr><tr><th></th><th></th><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr><tr><th></th><th></th><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>新標準税率</td><td>3,900円</td><td>10,800円</td><td>6,900円</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>旧標準税率</td><td>3,100円</td><td>7,200円</td><td>5,500円</td><td>4,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td><td>12,900円</td><td>8,200円</td><td>6,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>軽課(a)</td><td>1,000円</td><td>2,700円</td><td>1,800円</td><td>1,300円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>軽課(b)</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td><td>3,500円</td><td>2,500円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>軽課(c)</td><td>3,000円</td><td>8,100円</td><td>5,200円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr></table>※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率
（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
H21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両
(b) 乗用：H32燃費基準値＋20%達成車
貨物：H27燃費基準値＋35%達成車
(c) 乗用：H32燃費基準値達成車
貨物：H27燃費基準値＋15%達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車及びハイブリッド車
（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>同　左</td><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき2,925円</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>宿　泊(一　般)　250円
（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円）
宿　泊(修学旅行)　70円
日帰り(一　般)　90円
日帰り(修学旅行)　40円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>平成２９年度</td><td>平成３０年度</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>原動機付自転車　50cc以下 2,000円
90　〃　2,000円
125　〃　2,400円
ミニカー 3,700円
二輪小型自動車　6,000円
小型特殊自動車　農耕用 2,000円
その他 5,900円
軽自動車　二輪 3,600円
専ら雪上走行 2,400円
<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">三輪</td><td colspan="4">四　輪</td></tr>
<tr><td colspan="2">乗用</td><td colspan="2">貨物</td></tr>
<tr><td></td><td>自家用</td><td>営業用</td><td>自家用</td><td>営業用</td></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900円</td><td>10,800円</td><td>6,900円</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100円</td><td>7,200円</td><td>5,500円</td><td>4,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td><td>12,900円</td><td>8,200円</td><td>6,000円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000円</td><td>2,700円</td><td>1,800円</td><td>1,300円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td><td>3,500円</td><td>2,500円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td>軽課(c)</td><td>3,000円</td><td>8,100円</td><td>5,200円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される。）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
H30年排ガス規制適合車又はH21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両
(b) 乗用：H32燃費基準値＋30%達成車
貨物：H27燃費基準値＋35%達成車
(c) 乗用：H32燃費基準値達成車＋10%達成車
貨物：H27燃費基準値＋15%達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車及びＬＰＧ車
（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50%低減達成車に限る）</td></tr>
<tr><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき3,355円</td><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき4,000円</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>8.4％
（令和元年10月1日以降開始する事業年度分から適用）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">種別割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境性能割</td><td>環境性能割の税率（自家用車）
<table>
<tr><th>対象</th><th>排ガス性能</th><th>燃費性能</th><th>税率</th></tr>
<tr><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（H21排ガス規制窒素酸化物-10％
又はH30排ガス規制適合）</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハイブリッド車
ガソリン車</td><td rowspan="3">H17排ガス基準-75％
又は
H30排ガス基準-50％</td><td>H32燃費基準+20％</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>H32燃費基準+10％</td></tr>
<tr><td>H32燃費基準達成</td><td>１％</td></tr>
<tr><td></td><td>H27燃費基準+10％</td><td>２％</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td></td></tr>
</table>
※　令和元年１０月１日以降に取得した軽自動車に適用
※　消費税率１０％の引上げ日（令和元年１０月１日）から令和２年９月３０日までに取得した軽自動車については、この表の税率からそれぞれ１％を減じる。</td><td>同　左

※　１％の軽減は、令和２年９月３０日までに取得した軽自動車が対象であったが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和３年３月３１日取得分まで対象とすることとした（６か月間の延長）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>千本につき5,692円
（旧3級品：R1.9.30まで千本につき4,000円）</td><td>R2.9.30まで千本につき5,692円
R2.10.1から千本につき6,122円</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>宿　泊（一　般）　250円

（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円）

宿　泊（修学旅行）　70円
日帰り（一　般）　90円
日帰り（修学旅行）　40円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>令和３年度</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td colspan="4">環境性能割の税率（自家用車）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>排ガス性能</td><td>燃費性能</td><td>税率</td></tr>
<tr><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（H21排ガス規制窒素酸化物−10％
又はH30排ガス規制適合）</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハイブリッド車</td><td rowspan="3">ガソリン車</td><td rowspan="2">H17排ガス基準−75％
又は
H30排ガス基準−50％</td><td>R12燃費基準+75％
＋Ｒ２燃費基準達成</td></tr>
<tr><td>R12燃費基準+60％
＋Ｒ２燃費基準達成</td><td>１％</td></tr>
<tr><td>R12燃費基準+55％</td><td>２％</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外</td><td>非課税</td></tr>
</table>
※　１％の軽減は、令和３年３月３１日までに取得した軽自動車が対象であったが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向を勘案して、令和３年１２月３１日取得分まで対象とすることとした（９か月間の延長）。
</td></tr>
<tr><td>R3.9.30まで千本につき6,122円
R3.10.1から千本につき6,552円</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
</table>

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">種別割</td><td>原動機付自転車・２輪車等　（単位：円）
<table><tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc 以下</td><td>2,000</td></tr><tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td>2,000</td></tr><tr><td>90cc 超 125cc 以下</td><td>2,400</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,000</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,900</td></tr><tr><td colspan="2">２輪の軽自動車</td><td>125cc 超 250cc 以下</td><td>3,600</td></tr><tr><td colspan="2">軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの</td><td>3,000</td></tr><tr><td colspan="2">２輪の小型自動車</td><td>250cc 超</td><td>6,000</td></tr></table>
軽自動車　（単位：円）
<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr><tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>新標準税率</td><td>3,900</td><td>10,800</td><td>6,900</td><td>5,000</td><td>3,800</td></tr><tr><td>旧標準税率</td><td>3,100</td><td>7,200</td><td>5,500</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600</td><td>12,900</td><td>8,200</td><td>6,000</td><td>4,500</td></tr><tr><td>軽課(a)</td><td>1,000</td><td>2,700</td><td>1,800</td><td>1,300</td><td>1,000</td></tr><tr><td>軽課(b)</td><td>2,000</td><td>なし</td><td>3,500</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>軽課(c)</td><td>3,000</td><td>なし</td><td>5,200</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10％低減する車両
(b) Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準90％達成車
(c) Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準70％達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75％低減達成車（★★★★）又はH30排ガス基準50％低減達成車）に限る</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境性能割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>千本につき6,552円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">宿泊税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>
原動機付自転車・２輪車等　　（単位：円）
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc 以下・特定小型</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>90cc 超 125cc 以下</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の軽自動車</td><td>125cc 超 250cc 以下</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の小型自動車</td><td>250cc 超</td><td>6,000</td></tr>
</table>
軽自動車　　（単位：円）
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900</td><td>10,800</td><td>6,900</td><td>5,000</td><td>3,800</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100</td><td>7,200</td><td>5,500</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600</td><td>12,900</td><td>8,200</td><td>6,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000</td><td>2,700</td><td>1,800</td><td>1,300</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000</td><td>なし</td><td>3,500</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>軽課(c)</td><td>3,000</td><td>なし</td><td>5,200</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
　H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10％低減する車両
(b) Ｒ２燃費基準かつR12燃費基準90％達成車
(c) Ｒ２燃費基準かつR12燃費基準70％達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75％低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50％低減達成車）に限る
</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>宿　泊(一　般)　300円
（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円）
宿　泊(修学旅行)　70円
日帰り(一　般)　90円
日帰り(修学旅行)　40円</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">種別割</td><td>原動機付自転車・２輪車等　（単位：円）
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc 以下・特定小型</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>90cc 超 125cc 以下</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の軽自動車</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の小型自動車</td><td>6,000</td></tr>
</table>
軽自動車　（単位：円）
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900</td><td>10,800</td><td>6,900</td><td>5,000</td><td>3,800</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100</td><td>7,200</td><td>5,500</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600</td><td>12,900</td><td>8,200</td><td>6,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000</td><td>2,700</td><td>1,800</td><td>1,300</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000</td><td>なし</td><td>3,500</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）
※　軽課(a)，(b)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10％低減する車両
(b) Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準90％達成車
※　(b)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75％低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50％低減達成車）に限る</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境性能割</td><td>廃　止</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">宿泊税</td><td>1人1泊につき200円</td></tr>
</table>

※令和８年度軽自動車税環境性能割廃止
※令和８年度宿泊税創設

９　昭和25年度以降の地方税制の推移

区　　分		昭和２５年度	昭和２６年度	昭和２７年度
市民税	個人	・均等割 標準税率 400～800円 制限税率 500～ 1,000円 ・所得割 （第一課税方式） 標準税率　18 % 制限税率　20 % （第二課税方式） 制限税率　10 % （第三課税方式） 制限税率　20 %	・均等割 標準税率 300～700円 制限税率 400～900円 ・所得割 課税方式に但書きが加えられる ・特徴年12回徴収 （27年度から、この年度は10回）	
	法人	・均等割 1,200 ～ 2,400円	・法人税割の創設 標準税率　15.0 % 制限税率　16.0 %	・法人税割 標準税率　12.5 % 制限税率　15.0 %
固定資産税		・標準税率　1.6 % ・制限税率　なし ・免税点　１万円	・標準税率　1.6 % ・制限税率　3.0 % ・免税点 償却資産　３万円	・免税点 土地家屋　１万円 償却資産　３万円
市たばこ消費税				
電気ガス税		・税率　10 %		
その他		・自転車税　200円 ・荷車税 200～ 800円 ・木材引取税　5 % ・鉱産税　1 % ・入湯税１日　10円 ・水利地益税、共同施設税、広告税　10 % ・接客人税 １人，月 100円	・国民健康保険税の創設	・広告税及び接客人税の廃止

昭和２８年度	昭和２９年度	昭和３０年度	昭和３１年度
・所得割 （第一課税方式） 賦課制限 課税総所得金額の10%	・均等割 標準税率 200～600円 制限税率 300～800円 ・所得割 （第一課税方式） 賦課制限 課税総所得金額の7.5% （第二課税方式） 制限税率 7.5% （第三課税方式） 制限税率 15.0% ・所得税の税源を移譲して道府県民税を創設 ・障害者等に係る非課税基準の創設 13万円	・特別徴収、年10回徴収方式	・所得割 （第一課税方式） 標準税率 15.0% 制限税率 18.0%
	・法人税割 標準税率 7.5 % 制限税率 9.0 %	・法人税割 標準税率 8.1 % 制限税率 9.7 %	
	・標準税率 1.5 % ・制限税率 2.5 % ・免税点 償却資産 ５万円 ・道府県税として不動産取得税の創設	・標準税率 1.4 % ・制限税率 2.5 % ・大規模償却資産に対する特例並びに基準年度制度創設 ・免税点 償却資産 10万円	・交付金納付金の創設
	・創設 税率 115分の１０		・税率 9 %
・入湯税１日 １人１日 20 円	・自転車税及び荷車税を自転車荷車税に統合 原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円		・目的税として都市計画税の創設 税率 0.2 %

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和３２年度	昭和３３年度	昭和３４年度
市民税	個人	・所得割 第二課税方式及び第三課税方式について準拠税率を法定化	・所得割 （第一課税方式） 標準税率　18.5 % 制限税率　22.0 %	・所得割 （第一課税方式） 標準税率　20.0 % 制限税率　24.0 %
	法人			
固定資産税				・制限税率　2.1 % ・免税点 土地　２万円 家屋　３万円 償却資産　15万円
市たばこ消費税			・税率　11.0 %	
電気ガス税				
その他		・助成交付金の創設 ・入湯税を目的税とする ・木材引取税の税率引下げ　4.0%	・木材引取税の税率引下げ　2.0% ・自転車荷車税を廃止 ・原動機付自転車、軽自動車及び二輪小型自動車を併せて、軽自動車税の創設	

昭和３５年度	昭和３６年度	昭和３７年度	昭和３８年度
	・課税方式を本文方式と但書き方式に統一 ・所得割 2%～14% まで13段階の超過累進税率 (37年度実施) ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 15万円	・所得割 税率の軽減 (38年度実施) ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 18万円	・累進税率の緩和
		・法人税割 資本金１億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正	
		・税率 12.0 % ・従価制から従量制へ	・税率 13.4 %
	・免税点制度の創設 月 300 円	・税率 9.0 %	・税率 8.0 %
	・軽自動車税 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗　用 3,000円 貨　物 2,500円	・鉱産税 軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7 %	・徴収制度の改善合理化 ・共同納税相談開始

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和３９年度	昭和４０年度	昭和４１年度
市民税	個人	・準拠税率を標準税率に改め、制限税率は標準税率の 1.5倍（昭和40年度実施） ・課税方式を本文方式に統合 ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 20万円	・障害者等に係る非課税範囲の拡大 22万円 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除　10万円 ・配偶者控除　8万円 ・扶養控除 第１人目 （控除対象配偶者がいる場合）　6万円 （控除対象配偶者がいない場合）　7万円 第２人目以降 4万円 ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 24万円 ・専従者控除 青色　10万円 白色　6万円 ・給与所得控除の引上げ
	法人		・法人税割 標準税率　8.4 % 制限税率　10.1 %	・法人税割 標準税率　8.9 % 制限税率　10.7 %
固定資産税		・新評価制度に基づく土地の負担調整（39年度～41年度） ・免税点 土地　2.4万円		・負担調整（42～44） ３倍まで　1.1 ３～８倍まで 1.2 ８倍超え　1.3 ・免税点 土地　8万円 家屋　5万円 償却資産　30万円
市たばこ消費税		・税率　15.0 %		
電気ガス税		・税率　7.0 %	・免税点 電気　月 400円 ガス　月 500円	
その他		・軽自動車税 四輪のもの 乗用　4,500円		・都市計画税負担調整（42年度～44年度） ３倍まで　1.3 ３～８倍まで 1.6 ８倍超え　1.9

昭和４２年度	昭和４３年度	昭和４４年度	昭和４５年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大　26万円 ・専従者控除 青色　12万円 白色　8万円 ・給与所得控除の引上げ ・税額控除を所得控除へ移行 （43年度適用）	・基礎控除　11万円 ・配偶者控除　9万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　5万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　8万円 第２人目以降　5万円 ・専従者控除 青色　17万円 白色　11万円 ・障害者等控除 6万円 ・生命保険料控除　2.5万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　28万円 ・共済掛金控除の創設 ・給与所得控除引上げ	・基礎控除　12万円 ・配偶者控除　10万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　6万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　8万円 第２人目以降　6万円 ・専従者控除 青色　限度額廃止 白色　15万円 ・障害者等控除 7万円 ・特別障害者控除　9万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　30万円 ・給与所得控除引上げ ・特別徴収の12回徴収	・基礎控除　13万円 ・配偶者控除　11万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　8万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　9万円 第２人目以降　8万円 ・障害者等控除 8万円 ・特別障害者控除　10万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　32万円 ・給与所得控除引上げ
・均等割 資本金１千万円を超える法人　4,000円 資本金１千万円以下の法人　2,400円			・法人税割 標準税率　9.1 % 制限税率　10.7 % ・法人税付加税の創設
			・負担調整措置 ３倍未満　1.1 ３～８倍未満 1.2 ８～25倍未満 1.3 25倍以上　1.4
・税率　18.1 %	・売り渡し本数に乗ずる率　1.013		
・免税点 ガス　月 700円	・免税点 ガス　月　800円	・免税点 電気　月　500円 ガス　月 1,000円	・免税点 電気　月　600円 ガス　月 1,200円
	・軽自動車税 原動機付自転車及び農耕作業特殊自動車に係る月割課税を廃止	・宅地開発税の創設	・都市計画税 負担調整措置 ２倍未満　1.3 ２～４倍未満 1.6 ４倍以上　1.9

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和４６年度	昭和４７年度	昭和４８年度
市民税	個人	・基礎控除　14万円 ・配偶者控除　13万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　10万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　11万円 第２人目以降 10万円 ・障害者等控除 9万円 ・特別障害者控除 11万円 ・給与所得控除引上げ ・生命保険料控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　35万円 ・白色専従者控除の引上げ　16.5万円 ・退職者一括徴収制度の創設	・基礎控除　15万円 ・配偶者控除　14万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　11万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　12万円 第２人目以降 11万円 ・障害者等控除 10万円 ・特別障害者控除 12万円 ・白色専従者控除の引上げ　17万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　38万円	・基礎控除　16万円 ・配偶者控除　15万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　12万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　14万円 第２人目以降 12万円 ・老人扶養控除創設 14万円 ・障害者等控除 12万円 ・特別障害者控除 14万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　43万円 ・累進税率の緩和 ・退職所得控除引上げ
	法人			
固定資産税				・住宅用地に対する課税標準の特例 ・免税点 土地　15万円 家屋　8万円 償却資産　100万円
電気ガス税		・免税点 電気　月　700円 ガス　月 1,400円	・免税点 電気　月　800円 ガス　月 1,600円	・免税点 電気　月 1,000円 ガス　月 2,100円 （48.6.1適用）
その他		・入湯税 １人１日　40円		・特別土地保有税の創設 税率　保有　1.4% 取得　3.0% ・商品切手発行税の創設 税率　4.0%

昭和４９年度	昭和５０年度	昭和５１年度
・基礎控除　18万円 ・配偶者控除　18万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合） 14万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　16万円 第２人目以降　14万円 ・障害者等控除　13万円 ・特別障害者控除　16万円 ・老年者年金特別控除の創設 60万円 ・白色専従者控除の引上げ 19.25万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲の拡大　50万円 ・みなし法人課税制度の創設 ・不動産業者等の土地譲渡益重課税制度の創設	・基礎控除　19万円 ・配偶者控除　19万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　17万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　19万円 第２人目以降　17万円 ・老人扶養控除の創設 19万円 ・障害者等控除　16万円 ・特別障害者控除　19万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲の拡大　60万円 ・白色専従者控除の引上げ 27.5万円 ・生命保険料控除限度額引上げ ・退職所得控除引上げ	・障害者等に係る非課税範囲の拡大 70万円 ・均等割非課税制度の創設 １人当たり　15万円 ・均等割 標準税率　700 ～ 1,700円 制限税率　1,000 ～ 2,200円 ・医療費控除の限度額引上げ 200万円 ・医療費控除の足切り限度額　5万円 ・老年者年金特別控除額引上げ 78万円 ・老年者控除の所得限度額引上げ 1,000万円 ・資産合算課税の最低所得限度額引上げ　1,000万円 ・白色事業専従者控除　40万円 ・勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ　46万円 ・給与所得控除の平年度化
・法人税割 標準税率　12.1 % 制限税率　14.5 %	・商法の一部改正に伴い申告納付制度の整備及び徴収猶予等に係る延滞金の特例	・均等割 標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人　24千円　（ 40千円） ２号　〃　12千円　（ 20千円） ３号　〃　7千2百円　（ 12千円）
・小規模住宅用地に対する課税標準の特例	・農用地開発公団が行う土地改良事業の施行に係る納税義務者の特例	・宅地等評価替えに伴い51～53年度まで新たな負担調整 ・一般農地は39年度以来税額が据え置かれていたが、51～53年度まで段階的な課税の適正化措置 ・特定市街化区域農地に係る課税標準額の算定に用いる調整率の据え置き
・電気税　免税点　1,200円 （49.6.1適用） 50.1.1 ～　2,000円 ・ガス税　免税点　2,700円 （49.6.1適用） 50.1.1 ～　4,000円	・ガス税の税率　3.0% （50.6.1適用）	・ガス税の税率（52.1.1適用）　2.0%
・電気ガス税は電気税とガス税に分離 ・軽自動車税の減免措置の拡大	・軽自動車税 二輪及び三輪の月割課税廃止 ・特別土地保有税 土地区画整理事業の施行に係る仮使用地の課税 ・入湯税 １人１日　100円	・軽自動車税　（51年排ガス適合車及び電気自動車は52年度まで旧税率適用、制限税率は下記の 1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　650円 90cc〃　1,000円 125cc〃　1,300円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む)　2,000円 三輪のもの　2,600円 四輪のもの(乗用営業用)　5,200円 〃　(〃　自家用)　5,900円 〃　(貨物営業用)　2,900円 〃　(〃　自家用)　3,300円 (3)二輪の小型自動車　3,300円 ・都市計画税　（51～53年度まで） 固定資産税と同様の負担調整

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和５２年度	昭和５３年度
市民税	個人	・障害者等に係る非課税範囲の拡大　80万円 ・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　17万円 ・基礎控除　20万円 ・配偶者控除　20万円 ・扶養控除　19万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　20万円 ・老人扶養控除　20万円 ・障害者等控除　18万円 ・特別障害者控除　20万円 ・土地建物等の譲渡所得に対する税率の改正	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　19万円 ・勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ　52万円
	法人	・均等割 標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人80千円(134千円) ２号　〃　24千円(40千円) ３号　〃　8千円(13千円)	・均等割 標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人　80万円(100万円) ２号　〃　40万円(56万円) ３号　〃　8万円(13万円) ４号　〃　2万4千円(　4万円) ５号　〃　8千円(1万3千円)
固定資産税			
電気税		・免税点(6月１日以降)　2,400円	
ガス税		・免税点(6月１日以降)　4,800円	・免税点(6月1日以降)　6,000円
その他		・軽自動車税 月割課税制度の改正 53年排出ガス規制適合車にも改正前の税率適用 ・入湯税 １人１日 (53.1.1以降)150円	・都市計画税 制限税率　0.3 % ・軽自動車税 排出ガス規制適合車に対する軽減税率適用廃止

昭和５４年度	昭和５５年度	昭和５６年度
・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　20万円 ・基礎控除　21万円 ・配偶者控除　21万円 ・扶養控除　20万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　21万円 ・老人扶養控除　21万円 ・障害者等控除　19万円 ・特別障害者控除　21万円 ・長期譲渡所得課税の一部改正	・均等割非課税基準額の引上げ　１人当たり　22万円 ・均等割 標準税率 1,000～2,000円 制限税率 1,400～2,600円 ・基礎控除　22万円 ・配偶者控除　22万円 ・扶養控除　22万円 ・老人扶養控除　23万円 ・同居老親等扶養控除26万円 ・障害者等控除　21万円 ・特別障害者控除　23万円 ・長期譲渡所得課税の一部改正	・均等割非課税基準額の引上げ　１人当たり　23万円 ・所得割非課税制度の創設 所得金額が下記以下の者 27万円×家族数
		・均等割 税率の適用基準、資本の金額又は出資金額に資本積立金を加える ・法人税割 標準税率　12.3 % 制限税率　14.7 %
・宅地等評価替えに伴い54年度～56年度まで新たな負担調整 ・市街化区域農地に対し54年度～56年度まで課税の適正化措置		
	・免税点(6月１日以降) 3,600円	
・免税点(6月１日以降)　7,000円	・免税点(6月１日以降) 10,000円	
・軽自動車税（電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　700円 90　〃　1,100円 125　〃　1,450円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む)　2,200円 三輪のもの　2,850円 四輪のもの(乗用営業用)　5,200円 〃　(〃　自家用)　6,500円 〃　(貨物営業用)　2,900円 〃　(〃　自家用)　3,650円 (3)二輪の小型自動車　3,650円 ・都市計画税　(54～56年度まで) 固定資産税と同様の負担調整	・市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (55.5.1～56.3.31)　1.04	・軽自動車税 (1)月割課税制度の廃止 (2)電気自動車の軽減税率を57年度まで延長

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和５７年度	昭和５８年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　25万円 ・所得割非課税基準額の引上げ 27万円×家族数＋９万円 （注）家族を有する場合のみ加算額有り ・寡夫控除の創設　21万円 ・土地譲渡所得課税の特例の改正（58年度適用） ・雑損控除の拡充 ・みなし法人課税の場合の税率等の改正 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ（給与所得に限り）　29万円 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例改正 ・農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例措置の延長	・同居の特別障害者である配偶者及び扶養親族控除の創設　25万円 ・臨時特例法による措置 （58年度分の住民税軽減代替措置として59年度分に限り特別減税） (1)基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額は、地方税法に定める金額にそれぞれ 7,000円を加算した金額 (2)配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ（給与所得に限り）　30万円 (3)勤労学生控除の適用要件である所得限度額引上げ　53万円
	法人	・徴収猶予制度の改正	・均等割 標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人 120万円(150万円) ２号　〃　70万円(100万円) ３号　〃　16万円(27万円) ４号　〃　6万円(10万円) ５号　〃　4万8千円(8万円) ６号　〃　1万6千円(2万7千円)
固定資産税		・土地の評価替えに伴う新たな負担調整 ・市街化区域農地の課税の適正化	・区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対する課税の特例の創設（59年度分から適用）
電気税			
ガス税		・免税点(6月１日以降) 12,000円	
その他		・地方税の徴収順位の改正 附帯金優先をやめ、本税優先に改める　(57.10.1から) ・特別土地保有税 保有期間10年を超える市街化調整区域内の土地、課税客体から除外 ・都市計画税 59年度まで固定資産税と同様の負担調整	・軽自動車税 電気自動車の軽減税率59年度まで延長 ・市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (58.5.1～59.2.29)　1.014

昭和５９年度	昭和６０年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大　100万円 ・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　28万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　29万円 ・基礎控除　25.3万円＋ 7千円　26万円 ・配偶者控除一般　25.3万円＋ 7千円　26万円 〃　老人　26.3万円＋ 7千円　27万円 〃 同居特別障害　29.3万円＋ 7千円　30万円 ・扶養控除　一般　25.3万円＋ 7千円　26万円 〃　老人　26.3万円＋ 7千円　27万円 〃 同居特別障害　29.3万円＋ 7千円　30万円 〃 同居老親等　30.3万円＋ 7千円　31万円 ・障害者．老年者．寡婦（夫）.勤労学生控除　24万円 ・特別障害者控除　26万円 ・所得割の税率構造調整（60年度適用） ・所得割賦課制限率の改正（　〃　） ・個人年金保険料控除制度の創設（　〃　） ・みなし法人課税の特例の延長等（　〃　）	・均等割 標準税率　1,000 円　～ 2,000円 制限税率　1,500 円　～ 2,500円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ　33万円 ・白色事業専従者控除限度額　45万円 ・優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用） ・特定市街化区域農地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用）
・法人税割の徴収猶予制度の廃止 ・均等割　標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人　300 万円（360万円） ２号　〃　175 万円（210万円） ３号　〃　40 万円（ 48万円） ４号　〃　15 万円（ 18万円） ５号　〃　12 万円（ 14万4千円） ６号　〃　4 万円（ 4万8千円）	
	・土地の評価替えに伴い62年度まで負担調整措置 ・電電公社の民営化に伴う配分規則の改正 ・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充
・軽自動車税 （電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　1,000円 90　〃　1,200円 125　〃　1,600円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付き含む）　2,400円 三輪のもの　3,100円 四輪のもの（乗用営業用）　5,500円 〃　（〃　自家用）　7,200円 〃　（貨物営業用）　3,000円 〃　（〃　自家用）　4,000円 (3)二輪の小型自動車　4,000円	・都市計画税 62年度まで固定資産税と同様の負担調整 ・特別土地保有税 都市計画区域外の土地でも保有期間が10年を超えるものは、市街化調整区域内の土地と同様に課税対象外 ・軽自動車税 (1)ミニカーに係る税率規定　2,500円 (60.2.15以後の取得、なお同日前の取得は 1,000円) (2)電気自動車に係る軽減税率引上げ、併せて適用期間を61年度まで延長 (60.2.15以後取得したミニカーは 2,300円、なお同日前の取得は 700円) ・市たばこ消費税 従価割 14.3%　従量割 千本につき 350円

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和６１年度	昭和６２年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　31万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　31万円 ・同居の特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の引上げ 34万円 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例措置の延長（平成３年度まで） ・みなし法人課税の特例措置に係る税率等の１年間延長 ・農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例措置61年度限りで廃止	・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を元年度まで延長 ・所得割税率構造７段階に改正（63年度適用） ・所得割賦課制限の廃止　（　〃　） ・基礎控除　28万円（　〃　） ・配偶者控除一般　28万円（　〃　） 〃　老人　29万円（　〃　） 〃　同居特別障害36万円（　〃　） ・扶養控除一般　28万円（　〃　） 〃　老人　29万円（　〃　） 〃　同居特別障害　36万円（　〃　） 〃　同居老親等　33万円（　〃　） ・配偶者特別控除の創設　限度額14万円（〃） ・配偶者に係る白色事業専従者控除額引上げ 60万円（　〃　） ・老年者控除の引上げ　48万円（元年度適用） ・医療費控除足切限度額引上げ　10万円（〃） ・給与所得者の特定支出控除の創設　（〃） ・公的年金等の所得区分を変更し、公的年金の支払報告書の提出義務を制度化　（〃） ・譲渡所得の長期、短期の区分が10年から５年に変わる　（S62.10.1～H2.3.31） ・所有期間２年以内の土地（超短期所有土地）の譲渡による事業所得等の課税の特例創設 ・優良住宅地及び特定市街化区域農地に係る長期譲渡所得の課税の特例措置延長(3年度まで)
	法人	・一定の農業協同組合連合会の収益事業以外の事業に係る非課税規定 ・法人税における欠損金の繰越控除の一部停止に伴う繰戻し還付に係る規定の整備	・中間申告等の方法を改正
固定資産税		・課税標準の整理合理化等 ・非課税、課税標準の特別措置 ・国有資産等所在交付金及び納付金の整理等	・課税標準の特別措置等の整理合理化 ・非課税措置等の創設、拡大等
電気税		・産業用電気に係る非課税措置の整理合理化等	・水素製造の用に供する電気に係る非課税措置廃止 ・繊維、紙に係る軽減税率　62.12.31まで延長
ガス税			
その他		・市たばこ消費税 従量割税率の引上げ (61.5.1～62.3.31) 千本につき　640円 手持品課税 千本につき　290円 ・特別土地保有税 非課税措置の廃止、新設等 ・都市計画税 課税標準特例措置の整理等	・軽自動車税 電気自動車軽減税率適用期限63年度まで延長 ・市たばこ消費税 従量割税率の適用期限　63.3.31まで延長 ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・都道府県民税利子割の創設（63年度適用） ・利子割交付金の創設（　〃　） ・地方税の確定金額等に係る端数計算の基準額の引上げ　（63年度適用）

昭和６３年度	平成元年度
・公的年金等に係る課税方法の改正 （元年度適用） ・優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の税率改正　一律　4% （元年度適用） ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し （元年度適用）	・所得割税率構造３段階に改正 ・均等割非課税基準額の引上げ　1人当たり 32万円 ・所得割非課税基準額の引上げ　1人当たり 32万円 ・障害者等に係る非課税限度額の拡大　125万円 ・退職所得控除額引上げ ・長期譲渡所得に係る課税特例の課税方法改正 ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を３年度まで延長 ・みなし法人課税の特例期限を６年度まで延長 ・基礎控除　30万円（２年度適用） ・配偶者控除一般　30万円　（〃） 〃　老人　35万円　（〃） 〃　同居特別障害一般　51万円　（〃） 〃　〃　老人　56万円創設（〃） ・扶養控除一般　30万円　（〃） 〃　老人　35万円　（〃） 〃　特定扶養　35万円創設（〃） 〃　同居老親等　42万円　（〃） 〃　同居特別障害一般　51万円　（〃） 〃　〃　老人　56万円創設（〃） 〃　〃　特定　56万円創設（〃） 〃　〃　同居老親等　63万円創設（〃） ・配偶者特別控除　限度額　30万円　（〃） ・障害者・勤労学生・寡婦（夫）控除26万円（〃） ・特別障害者控除　28万円　（〃） ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者80万円，配偶者以外47万円　（〃） ・資産所得の合算課税制度の廃止　（〃） ・寄附金控除創設　都道府県募金会に対する（〃） ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象要件緩和 所得の種類にかかわりなく　35万円（〃）
・土地評価替えに伴い平成２年度まで負担調整措置 ・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等	・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等
	・廃止（消費税の創設に伴い）
	・廃止（消費税の創設に伴い）
・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・市たばこ消費税 従量割税率の適用期限 元.3.31まで延長 ・特別土地保有税 産業構造転換円滑化臨時措置法の施行に伴い、非課税措置の創設等	・木材引取税の廃止（消費税の創設に伴い） ・市たばこ消費税は「市たばこ税」に改正 （消費税の創設に伴い）従量税方式とし、 税率　千本につき　1,997 円（元.4.1施行） ・軽自動車税 (1)平成２年排ガス規制適合車に対し、軽減税率を２年度まで適用 (2)電気自動車に対する軽減税率を２年度まで延長 ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２年度	平成３年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　34万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　34万円 ・みなし法人課税制度に係る税率等の改正 ・寡婦(夫)控除及び寡婦控除の特例加算要件の所得限度額引上げ　300万円 （３年度適用） ・個人年金保険料に係る生命保険料控除額の引上げ　35,000円 （３年度適用） ・損害保険料控除の創設　（〃） ・公的年金等控除額の引上げ（〃） ・土地譲渡益に係る課税の特例措置の延長 (1)長期、短期区分の適用期限４年度まで (2)超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の適用期限５年度まで (3)優良住宅地等のための譲渡、適用期限４年度まで (4)特定市街化区域農地等の譲渡、適用期限４年度まで	・所得割税率の適用区分の改正 160万円以下　3％ 160万円超え　8％ 550万円超え　11％ ・均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋4万円 ・所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋15万円 ・基礎控除　31万円 ・配偶者控除一般　31万円 〃　老人　36万円 〃　同居特別障害一般　52万円 〃　〃　老人　57万円 ・扶養控除一般　31万円 〃　特定又は老人　36万円 〃　同居老親等　43万円 〃　同居特別障害一般　52万円 〃　〃　特定又は老人　57万円 〃　〃　同居老親等　64万円 ・配偶者特別控除　限度額　31万円 ・寄附金控除　日本赤十字社支部に対する寄附金が追加される(4年度適用) ・肉用牛売却による課税特例範囲の見直しと適用期限を８年度まで延長 ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限５年度まで延長 ・土地譲渡益に係る課税特例の見直し (1)長期譲渡所得の税率引上げ 一律　６％　（５年度適用） (2)長・短期区分の適用期限８年度まで延長 (3)優良住宅地等のための譲渡の税率3.4％に引下げ（９年度まで延長）
	法人		・国鉄清算事業団に係る非課税措置（均等割非課税）の廃止
固定資産税		・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等	・土地の評価替えに伴い５年度まで負担調整措置 ・免税点引上げ　土地　30万円 家屋　20万円 償却資産　150万円 ・課税標準の特例措置等の整理合理化 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等
その他		・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・軽自動車税 身体障害者等に対して減免する軽自動車の対象範囲拡大	・軽自動車税 (1)ミニカー(60.2.15前に取得）に係る特例税率の廃止 (2)電気自動車の軽減税率適用期限、４年度まで延長 (3)平成２年度排ｶﾞｽ規制適合車に対する軽減税率適用廃止 ・特別土地保有税 (1)制度の全般的見直し (2)遊休土地に対する保有課税の創設 (3)非課税措置の整理合理化、創設等 ・特別地方消費税交付金の創設

平成４年度	平成５年度	平成６年度
・均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋８万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋19万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り ・みなし法人課税制度 ５年度を以て廃止	・均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+13万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数+25万円 (注)家族を有する場合のみ加算額有り ・寄附金控除　都道府県及び市区町村に対する寄附金が追加される（６年度適用） ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を７年度まで延長 ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る買換え特例の見直し (5.4.1～7.3.31譲渡)	・定率による特別減税 個人住民税所得割額20％相当額 （限度額20万円） ・均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋18万円 （注）家族を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋30万円 （注）家族を有する場合のみ加算額有り ・特定扶養控除額の引上げ　39万円 〃　同居特別障害　60万円 ・前年中において所得を有しなかった者に係る非課税規定の削除 (7年度適用) ・優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大
		・法人市民税の均等割税率の引上げ ・均等割標準税率(　)書きは制限税率 1号該当法人　300万円（360万円） 2　〃　175万円（210万円） 3　〃　41万円（ 49万2千円） 4　〃　40万円（ 48万円） 5　〃　16万円（ 19万2千円） 6　〃　15万円（ 18万円） 7　〃　13万円（ 15万6千円） 8　〃　12万円（ 14万4千円） 9　〃　5万円（ 6万円）
・課税標準の特例措置等の整理合理化 ・非課税等特別措置等の創設、拡充	・６年度評価替えにより土地均衡化、適正化に伴う負担調整措置(６年度から適用) ・課税標準の特例措置等の整理合理化 ・非課税等特別措置等の創設、延長等	・評価替えに伴う農地に係る負担調整措置 ・課税標準の特例措置の整理合理化及び創設、拡充等
・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・軽自動車税 身体障害者に係る減免措置の範囲の見直し	・軽自動車税 電気自動車に係る特例税率の適用期限延長 6年度まで ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、拡充等 ・都市計画税 住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入 （６年度から適用）	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 不動産取得税相当額についての特例措置の創設

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成７年度	平成８年度
市民税	個人	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15％相当額 （限度額２万円） ・所得割税率の適用区分の改正 200万円以下　３％ 200万円超え　８％ 700万円超え　11％ ・基礎控除等の引上げ 基礎控除　33万円 配偶者控除一般　33万円 〃　老人　38万円 配偶者特別控除（限度額）　33万円 扶養控除一般　33万円 特定扶養親族　41万円 老人　〃　38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ　38万円 （８年度適用） ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円　配偶者以外 50万円 （８年度適用） ・長期譲渡所得に係る税率等の改正 （８年度適用） ・給与所得控除額の引上げ （８年度適用）	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15％相当額 （限度額２万円） ・均等割の税率引き上げ　(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正 （９年度適用） ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正 (10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長 (13年度まで)
	法人		
固定資産税		・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入　（８年度まで） ・非課税等の整理合理化	・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
その他		・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止　（９年度４月適用）	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

平成９年度	平成１０年度
・適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正（12%） （但し退職所得については、平成１０年１月１日以後に支払うべき退職手当に適用） ・土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（9%） ・超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（12%） ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正（9%） ・特別減税の廃止	・定額による特別減税 納税者 17,000円　扶養親族一人につき 8,500円 （住民税所得割の額を限度） ・均等割及び所得割の制限税率の廃止 ・土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は、平成９年12月31日までの譲渡をもって廃止する ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除　43万円（11年度適用） 特別障害者控除　30万円（11年度適用） 同居特別障害者控除　56万円（11年度適用） ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×（１＋扶養数）＋18万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×（１＋扶養数）＋30万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り
・評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置（平成11年度まで） ・非課税等の整理合理化 ・固定資産評価審査委員会規定の改正	・税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 ・固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け ・非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 ・下落修正通知に代わる公示制度の創設 （11年度分） ・用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・たばこ税 千本につき　2,434円 旧三級品千本につき　1,155円 ・特別土地保有税 課税の特例規定の整備 ・軽自動車税 (1)大型特殊自動車の一部が小型特殊自動車に移行 (2)身体障害者等に対する減免範囲の拡大	・都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ・軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 ・その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ （30万円） 納税管理人制度の改正

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１１年度	平成１２年度
市民税	個人	・定率による税額控除（恒久的減税） 個人住民税所得割額の15％相当額 （限度額４万円） ・所得割最高税率の引下げ 700万円超え適用税率　10％ ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除　45万円 （12年度適用） ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋31万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し 平成11年１月１日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 平成11年１月１日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用	・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 （平成１８年度まで） ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋19万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋32万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資産税		・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化	・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成９年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
その他		・都市計画税 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 徴収猶予制度の拡充 (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 千本につき　2,668円 旧３級品千本につき　1,266円 （平成11年5月1日以後の売渡等に適用） ・その他 延滞金等の割合の見直し	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 非課税措置等の整理合理化 ・軽自動車税 非課税範囲の拡大（日本赤十字社） ・その他 口座振替（申告納付・納入）に係る納期限の特例措置

平成１３年度	平成１４年度
・土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例（直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率一律４％）の平成16年度までの延長 ・優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（譲渡益４千万円以下＝税率3.4%，４千万円超過＝税率4.0%）の平成16年度までの延長 ・商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 ４％課税 平成14年度～16年度適用 ・長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から 100万までを控除 平成14年度～16年度適用	・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋24万円 ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋36万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6%を廃止し当該部分の税率を5.5 %に引下げ ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除の適用期間の延長(直近改正=平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用（さらに２年延長） ・上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率 3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用（恒久扱い） ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の一定期間引下げ（前記税率引下げに対する追加措置） 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 適用税率２％ ・前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% ・証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を不要とする特例の創設 ・過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度創設 平成15年１月１日以後の譲渡で前年前３年間分対象 株式譲渡所得等の額を限度として控除
	・マンション建替組合に対する均等割の適用税率の設定
・被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年１月２日以降の被災土地について引き続き住宅用地とみなす特例を被災後２年度分適用 ・非課税措置等の整理合理化	・情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１５年度
市民税	個人	・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後３年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前３年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固定資産税		・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
その他		・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき 2,977円、旧３級品は千本につき 1,412円とする改正 （平成15年7月1日以後の売渡等に適用） 平成15年７月１日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置 免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

平成１６年度

・均等割非課税限度額の引下げ
　35万円×(1＋扶養数)＋22万円
・所得割非課税限度額の引下げ
　35万円×(1＋扶養数)＋35万円　(注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り
・均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止
　平成17年度から適用（経過措置：平成17年度は1,500円）
・均等割の標準税率の統一
　人口段階別の税率を改め、3,000円に統一
・公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し 平成18年度から適用
　定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円
・老年者控除の廃止　平成18年度から適用
・土地譲渡益課税の見直し等
(1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ
(2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等
(3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ　※(1)～(3) 平成17年度から適用
(4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長
・居住用財産の譲渡損失の繰越控除　平成17年度から適用
(1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を除外し、適用期限を３年延長
(2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設（譲渡の適用期間：H16年～H18年）
・金融証券税制の見直し等　平成17年度から適用
(1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%)を適用する。　平成17年度から適用
(2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ　平成17年度から適用
(3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和
　平成16年4月1日以後の譲渡から適用

・欠損金の繰越期間の延長（H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用）
・更正、決定等の期間制限の延長（H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用）
・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落し措置を廃止

・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設
・固定資産税の制限税率の撤廃
・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し
・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長
・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加
・非課税措置等の整理合理化

・たばこ税
　交付金制度の創設

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１７年度
市民税	個人	○年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止（18年度適用） 〔経過措置〕 （平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用） 18年度：住民税(均等割・所得割)の３分の２を減額 19年度：住民税(均等割・所得割)の３分の１を減額(20年度から全額課税) ○肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長 （18年度→21年度） ○公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止（19年度適用） ○特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 （17年４月１日以降に事実が発生する場合について適用） ○エンジェル税制の適用期限を２年延長（19年3月31日まで） ○住民税の定率減税の縮減（控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用） ○給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大（19年度適用） 中途退職者分（支払金額30万円以下除く）についても提出を義務づける ○都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限：３か月→１年、地域単位要件：あり→なし、 対象要件：滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	○中小企業者等に対する人材投資（教育訓練）促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
固定資産税		・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後３年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能
その他		・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限

平成１８年度
○均等割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕 35万円×(1＋扶養数)＋21万円 ≪釧路市(生活保護基準:2級地1)=32万円×(1＋扶養数)＋19万円≫ ○所得割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕 35万円×(1＋扶養数)＋32万円　(注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ○定率減税の廃止〔19年度以後適用〕 ○税源移譲による税率構造の改正〔19年度分以後適用,退職所得所得割=19年1月1日以後適用〕 市町村民税6%比例税率化（道府県民税4%住民税計10%,19年1月1日以後の所得税率引下げ） ○調整控除の創設〔19年度分以後適用〕 税源移譲による個人の負担増を調整するための所得税と個人住民税の人的控除の差に応じた税額控除の設定 ○住宅ローン控除に係る経過措置〔20年度から28年度まで適用〕 所得税における住宅ローン控除適用者である11年度から18年度までの居住者について、税源移譲により所得税の住宅ローン控除額が減少する場合に翌年度の個人住民税から減額する措置 ○申告分離課税等の税率割合の改正〔19年度分以後適用〕 土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税・市町村民税の税率割合、配当控除及び配当割額または株式等譲渡所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合を改正 ○道府県民税徴収取扱費交付金基準を「納税義務者数」に変更〔19年度分以後適用〕 ○平均課税等の規定の廃止〔19年度以後適用〕 変動所得または臨時所得に係る平均課税及び山林所得の5分5乗規定の廃止 ○地震保険料控除の創設〔20年度以後適用〕 損害保険料控除を改組し、地震保険等の地震等による損害の部分の保険料または掛金の２分の１(25,000円限度)を総所得金額等から控除 ○配当割額または株式等譲渡所得割額控除に係る規定の整備〔19年度分以後適用〕 還付が発生した場合の均等割への充当や道府県民税と市町村民税間での充当を行う措置
○会社法制定による法人税法の改正に伴い「資本等の金額」に係る規定を整備 ○中小企業者の試験研究費に係る税額控除特例措置〔18年4月1日～20年3月31日の事業年度適用〕 試験研究費のうち比較試験研究費の額を上回る部分の一定割合を控除する措置が法人税において講じられたことを踏まえた所用の措置
○土地に係る18年度～20年度の各年度分の負担調整措置 ・18年度評価替えに伴い、宅地に係る課税標準の上限を維持するとともに負担水準の均衡化を促進する措置 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する従来の負担調整措置の継続 ・著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止 ○評価替え据置年度において地価指標からさらに下落傾向が見られる場合の、簡易な方法により価格修正を行うことができる特例措置〔19・20年度分適用〕 ○負担調整措置適用土地の課税明細書への前年度分課税標準額記載の義務化〔18年度以後適用〕 ○市町村長からの請求にもとづく政府による固定資産税納税義務者の所得税または法人税に係る申告書等の開示(閲覧・記録対応)〔18年度以後適用〕 ○耐震改修した既存住宅に係る特例減額規定の創設〔19年度分以後適用〕 ・18年1月1日～27年12月31日に改修した昭和57年1月1日以前建築で30万円以上を要した住宅 ・1戸120㎡を上限とし対象税額の2分の1を減額 ・改修完了年の翌年度の課税分から最大3年度分～最小1年度分を減額 ○課税標準の特例措置等の適用期限の延長並びに非課税措置等の整理合理化及び廃止
○軽自動車税の制限税率を標準税率の1.5倍(旧1.2倍)に引き上げ〔18年度以後適用〕 ○市たばこ税率の引き上げ〔18年7月1日以後の売渡し分適用〕 ・本則 1,000本につき3,064円(321円引上げ) ・附則 1,000本につき3,298円(321円引上げ)　※旧３級品は1,000本につき1,564円(152円引上げ) ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔18年7月1日時点の販売用手持品に適用〕 ○固定資産税の評価替えによる規定改正に伴う特別土地保有税の課税標準の特例の整備 ○都市計画税における固定資産税と同様の措置及び非課税措置等の整理合理化

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１９年度
市民税	個人	○法人課税信託を受託した個人を会社とみなし法人税割額を課する〔19年度以後適用〕　※当該個人に法人市民税の均等割は課さない ○上場株式等の譲渡所得等に対する特例措置の延長〔21年度まで〕 ・所得期間　19年12月31日まで→20年12月31日まで ○特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例措置の延長〔22年度まで〕 ・取得期間　19年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約適用配当等に対する特例措置の延長〔22年度まで〕 ・所得期間　20年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料分を控除する〔20年度以後適用〕
	法人	○法人課税信託の受託法人の当該信託資産等に対し固有資産とは別に法人税割を課する〔19年度以後適用〕　※均等割においては別個の課税を行わない
固定資産税		○住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設に伴いその適用に係る申告を規定〔20～23年度適用〕 ・対象家屋　19年1月1日現在所在，居住部分100㎡以内，高齢者等居住 ・改修期間　19年4月1日～22年3月31日 ・改修条件　居住の安全･介護の容易化に資するもの，工事費30万円以内 ・減額措置　改修翌年の賦課期日に係る年度分の家屋分税額の1/3 ・申告義務　市に対し改修後３か月以内 ○鉄軌道用地の次の評価替えまでの年度分の課税標準を沿接土地または付近の土地の価格に批準する価格とする〔19・20年度適用〕
そ　の　他		○市たばこ税の附則に規定する製造たばこの特例税率を本則の税率とする〔19年度以後適用〕

平成２０年度
○住宅借入金等特別税額控除の期限後申告に例外規定を設ける〔20年度以後適用〕 ・例外規定　納税通知書が送達された後でもやむを得ない事情があるとき ○特定中小会社の発行株式に係る譲渡所得等の課税特例を廃止〔21年度以後適用〕 ・廃止特例　株式譲渡益を1/2に圧縮する措置（H21.3.31までの取得分） ○寄附金控除の控除方式の変更及び適用限度額の拡大を行うとともに地方公共団体に対する寄附に特別控除額を設ける〔21年度以後適用〕 ［基本要件］ ・控除方式　所得控除→税額控除 ・控除率　　住民税10％効果→市民税6％＋道民税4％ ・控除対象　総所得額25%まで→同30%まで ・適用下限　10万円→5千円 ・適用時期　H20.1.1以後の寄附 《対地方公共団体寄附の特別控除》 ⇒基礎控除額超過分につき一定限度まで所得税控除と合わせ全額控除 ○上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等についての見直し〔22・23年度分適用〕 ・譲渡所得等の課税の特例の廃止 ・上記特例廃止に伴う経過措置としての税率の特例の創設 ・配当所得の申告分離選択課税制度の創設 ・上記申告分離選択課税の創設に伴う特例税率の措置 ・譲渡損を配当所得額から控除する通算特例の創設 ・源泉徴収選択口座内配当等に係る特例の創設 ○公的年金からの特別徴収制度を設ける〔21年度以後適用〕 ・対象所得者　65歳以上の老齢基礎年金等受給者（年額18万円以上の者） ・特徴義務者　社会保険庁・地方公務員共済組合・国家公務員共済組合連合会他 ・対象税額　　均等割額・所得割額 ・徴収方法　　前半期仮徴収＋後半期精算本徴収 ○公益法人等が財産の寄附を受けた後に寄附財産に係る非課税承認を取消された場合の課税の特例措置〔21年度以後適用〕 ○飼育用肉用牛の売却に係る課税の特例についてその免除対象頭数に上限を設定し適用期限を延長〔24年度まで適用〕 ・免除対象頭数　売却全頭→年間2,000頭以内
○公益法人制度改革に伴う公益法人課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕 ・公益社団・財団法人、一般社団・財団法人→均等割最低税率適用(6万円) ・収益事業を行わない公益社団・財団法人→非課税 （博物館の設置又は学術研究目的限定） ○公益法人制度改革に併せた均等割課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕 ・人格のない社団等・公益法人等→均等割最低税率適用(6万円) ・収益事業を行わない人格のない社団等→非課税
○地方税法における既存住宅の省エネルギー改修に係る特例減額措置創設に伴う申告に関する規定の整備〔21年度以後適用〕 ・申告期間　改修完了後3か月以内 ・申告事項　(1)納税義務者の住所・氏名または名称 (2)家屋の所在・番号・種類・構造・床面積・居住用部分床面積 (3)家屋の建築年月日・登記年月日 (4)工事完了年月日・工事費用 ○公益法人制度改革に伴う現行の民法第34条法人から移行する法人等に係る特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の整備〔21年度から25年度まで適用〕 ・対象法人　(1)公益社団法人・公益財団法人 (2)みなし公益社団法人・みなし公益財団法人 (3)移行一般社団法人・移行一般財団法人 ・移行期間　H20.12.1～H25.11.30（上記(2)(3)→期間適用） ・申告事項　非課税適用申告と同様

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２１年度
市民税	個人	○公的年金等の特別徴収に係る取扱いの一部変更〔21年度以後適用〕 ・特別徴収適用除外対象者に市長が特に必要と認める者を追加 ・その他の所得割額分を年金特徴から普通徴収に変更 ○所得税控除残余額に係る住宅借入金特別控除の創設〔22年度から35年度まで適用〕※税源移譲に係る経過措置との一本化 ・対象者　H11～18年及びH21～25年の間の入居者 ・控除額　［前年分所得税住宅借入金等特別税額控除額－前年分所得税額］×3/5（58,500円限度） ・申告手続　不要（給与支払報告書記載事項の改正） ○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設〔28年度以後適用〕 ・対象　個人がH21･22年の2年間に取得した土地 ・所有条件　譲渡年の1月1日現在において所有期間5年超過のもの ・特別控除　譲渡所得から上限1,000万円を控除 ○優良住宅地の造成等のための土地等譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の延長等〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間［現]H16.1.1～H20.12.31迄→[新]H25.12.31迄の譲渡（5年延長） ○特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に特定保有株式を追加〔22年度以後適用〕 ・追加対象　H21.1.4現在特定管理株式で翌日5日特定管理口座払出分 ○先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に一定の有価証券の譲渡による譲渡所得等の追加〔23年度以後適用〕 ・追加対象　H22.1.1以後に行う新型金融商品である有価証券（カバードワラント）の譲渡及び差金等決済に係る所得 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長及び所得区分の廃止〔22年度から24年度まで適用〕 ・適用期間［現]H21.1.1～H22.12.31迄→[新]H23.12.31迄の配当･譲渡益 ・特例内容《現行》配当所得;100万円以下=1.8%,100万円超過=18千円+超過分の3%、譲渡所得;500万円以下=1.8%,500万円超過=90千円+超過分の3% 《改正》配当所得・譲渡所得;所得区分を廃止し全額1.8% ○特例期間中の源泉徴収選択口座内配当の総合課税に係る申告書への記載事項規定の廃止〔23年度以後適用〕
	法　人	
固定資産税		○公益法人制度改革に係る非課税対象法人の拡大に伴う非課税申告規定中への当該法人等の追加〔21年度以後適用〕 ・追加法人　非営利型一般社団（財団）法人、社会福祉法人等で看護師･准看護師、助産師等の養成所を有するもの ○新たに非課税対象となった社会医療法人が行う非課税申告に係る規定の創設〔21年度以後適用〕 ○非課税適用対象外となった場合の申告義務対象に社会医療法人に係る固定資産を追加〔21年度以後適用〕 ○評価替え対象年度分の特例に関する用語の意義規定における時点の改正〔21年度から23年度まで適用〕 ○宅地等に係る課税標準額上限の維持及び負担水準の均衡化促進措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○農地に対する従来の負担調整措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○認定長期優良住宅に係る減額規定の適用を受けようとする者が行う手続規定の創設〔22年度から26(28)年度まで適用〕 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔22･23年度適用〕
そ　の　他		○特別土地保有税につき固定資産税の評価替による規定改正に伴う課税標準の特例を整備〔21年度から23年度まで適用〕

平成２２年度	平成２３年度
○扶養控除の改正〔24年度以後適用〕 ・年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除の廃止 ・特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)廃止 ・同居特別障害者加算(23万円)の改組 ○生命保険料控除の改組〔25年度以後適用〕 ・介護医療保険料控除を新設し、一般生命保険,個人年金保険の各控除限度額を2.8万円に改組(合計適用限度額:7万円) ○65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し〔22年度以後適用〕 ・給与所得とその他所得（年金所得含む）を有する者の徴収方法 [現]《H21年度》・給与所得分/その他所得分;原則、給与からの特別徴収 ・年金所得分;普通徴収 [新]《H22年度～》・年金所得分含め、原則、給与からの特別徴収 ○給与の支払を受ける者等で所得税法により扶養控除等申告書等を提出するものにつき住民税扶養親族申告書の提出規定を創設 [現]給与所得者･年金受給者;所得税扶養控除等申告書で扶養情報を提出 →H23.1より所得税年少扶養廃止➪所得税法上は年少扶養情報を収集せず [新]給与所得者･年金受給者;住民税扶養親族申告書により住民税扶養親族情報を提出 ○非課税口座内少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る非課税措置創設に伴う所得計算の特例規定の創設〔25年度から36年度まで適用〕	○寄附金税額控除の適用下限額の引下げ〔24年度以後適用〕 ・適用下限額　[現]5千円→[新]2千円 ○飼育肉用牛売却に係る課税特例について、免除頭数の上限を引き下げたうえ適用期限を延長〔25年度以後適用〕 ・免除対象頭数　[現]年間2,000頭以内→[新]年間1,500頭以内 ・適用期間　[現]24年度迄→[新]27年度迄 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間　[現]H21.1.1～H23.12.31迄→[新]H25.12.31迄の配当･譲渡益 ○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例規定の施行日を延長〔27年度から38年度まで適用〕 ・施行日(適用期間)　[現]H25.1.1(25～36年度）→[新]H27.1.1(27～38年度) 【東日本大震災への対応】 ○雑損控除の特例 ・住宅、家財等に係る損失の雑損控除について23年度での適用を可能とする ・繰越可能期間を5年とする（現行3年） ○住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする特例
○市たばこ税率の引き上げ〔22年10月1日以後の売渡し分適用〕 ・本則1,000本につき4,618円（1,320円引上げ） ・本則1,000本につき2,190円（　626円引上げ） ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔22年10月1日時点の販売用手持品に適用〕 ○軽自動車税の身体障害者等に対する減免対象範囲拡大（身体障害者福祉法施行令の一部改正等に伴う税条例施行規則の改正）	○既存の罰金・過料の上限額の引上げとたばこ税等に係る申告書不提出に関する過料規定創設 ・既存の過料の上限額　[現]3万円以下→[新]10万円以下 ・過料規定の創設　たばこ税に係る不申告等:10万円以下の過料 ・罰金の上限額の引上げ　[現]3万円以下→[新]30万円以下 【東日本大震災への対応】 ○被災代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税 ・大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る23年度～25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする特例

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２４年度	平成２５年度
市民税	個人	○年金所得者による寡婦（寡夫）控除の申告を不要とする〔26年度以後適用〕 ○退職所得の10％税額控除を廃止〔25年度以後適用〕 ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算する〔26年度から35年度まで適用〕 ・均等割税率　[現]3,000円→[新]3,500円 ○大震災により滅失した住宅の再取得の際、所得税における特例措置を受けた場合には住宅ローン控除の対象とする特例 ○大震災により滅失した住宅の敷地の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例については、その譲渡期限を7年に延長する（現行3年）	○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する ○住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長。消費税8%となった場合は、控除限度額を136,500円に拡充（東日本大震災の被災者に関しては、消費税8%の有無にかかわらず拡充）（H27.1.1施行） ○耐震改修を行った住宅に係る減額措置の改正に伴い、改正前の当該措置の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定について所要の経過措置を設けた ○個人市民税の寄附金税額控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象になっている寄附金のうち、市内に事業所または事業所を有する法人への寄附金を加えるものとした（H26.4.1施行） ○公的年金からの特別徴収制度について、年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額）の2分の1に相当する額とする（H28.10.1施行） ○公社債等の利子および譲渡損益について、上場株式の配当および譲渡損益と同じ課税方式とする（H29.1.1施行）
	法人		
固定資産税		○新たに非課税対象となった図書館、博物館、幼稚園の設置主体が行う非課税申告に係る規定の創設〔24年度以後適用〕 ・新たに対象となる設置主体 図書館：公益社団・財団法人 博物館：公益社団・財団法人、宗教法人 幼稚園：学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、宗教法人 ○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔24年度から26年度まで適用〕 ・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続 ・住宅用地に係る課税標準の特例措置について経過措置を講じた上で26年度に廃止 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する負担調整措置の継続 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔25・26年度適用〕 ○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった下水道除害施設の固定資産税の課税標準に係る特例割合を４分の３とする	○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕 ○大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する（H26.1.1施行） ○大震災に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合の控除限度額を拡充した（H27.1.1施行） ○独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の完了に伴い、仮換地に係る納税義務者の特例（使用者課税）を廃止 ○特定貨物輸入拠点港湾において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を設けた
その他		○特別土地保有税につき固定資産税の評価替による規定改正に伴う課税標準の特例を整備〔24年度から26年度まで適用〕 ○道分から市分への税率移譲に伴う市たばこ税率の引き上げ〔25年4月1日以後の売渡し分から適用〕 ・標準分1,000本につき5,262円（644円増） ・旧3級品分1,000本につき2,495円（305円増）	○市税の延滞金利率を改正した（H26.1.1施行） ○延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更（商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更）（H26.1.1施行）

平成２６年度	平成２７年度
○肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成30年度まで3年間延長する ○優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成29年度まで3年間延長した ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕	○所得税法における国外転出時の譲渡所得等の特例の創設に伴い、個人の市民税の所得割の課税標準の算定については、当該特例の例によらないものとした（H28.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日まで1年6か月延長した ○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした〔28年度以後適用〕 ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕
○消費税率8%段階において、法人市民税法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げ（法人市民税税率引き下げ分相当は、地方法人税（国税）を創設し、地方交付税の原資化）（H26.10.1施行）	○均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講じた〔28年4月1日以後に開始する事業年度から適用〕 ・資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算すること ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすること
○耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○公益法人制度改革により、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に移行した法人が設置する施設でそれまで非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非課税とする措置が移行期限の到来により廃止されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入により、市町村の条例で定めることとなった次の施設等の課税標準額の特例について、市が定める課税標準額の特例割合をそれぞれ次のとおり定めた ①汚水又は廃液の処理施設　3分の1 ②指定物質の排出抑制施設　2分の1 ③特定有害物質の排出抑制施設　2分の1 ④地下街等の浸水防止用施設　3分の2 ⑤ノンフロン冷蔵機器等　4分の3	○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった管理協定が締結された津波避難施設等の固定資産税の課税標準に係る特例割合を2分の1とした ○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税額の減額割合を3分の2とした ○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔27年度から29年度まで適用〕 ・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する負担調整措置の継続 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔28・29年度適用〕
【軽自動車税の見直し】 ○原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車の税率を現行の1.5倍（最低2,000円）に、3輪及び4輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車税率を自家用自動車は現行の1.5倍に、その他の車両は現行の1.25倍に引き上げる（H27.4.1施行） ○最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、改正後の税率の概ね20%の重課税とする（H28.4.1施行） 【入湯税の税率改定】（H27.4.1施行） ○平成27年度から平成36年度までの10年間、一般の宿泊客1人1泊についての入湯税の税率を現行の150円から250円に引き上げることとする ○上記の税率引き上げに合わせ、国際観光ホテル整備法に基づくホテル・旅館以外の宿泊施設における入湯客については、一般の宿泊客1人1泊につき150円に軽減することとする	○軽自動車税について、平成27年度分から適用することとしていた原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等に係る税率の引上げを１年延期し、平成28年度分から適用することとした ○軽自動車税について、平成27年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成28年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○市たばこ税について、紙巻たばこ3級品に係る税率の特例（1,000本につき2,495円）を廃止するとともに、税率に関し次の経過措置を講じた（H28.4.1施行） ・H28.4.1～H29.3.31：1,000本につき2,925円 ・H29.4.1～H30.3.31：1,000本につき3,355円 ・H30.4.1～H31.3.31：1,000本につき4,000円 ○市たばこ税について、税率の特例の廃止日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、手持品課税を行うこととした ○特別土地保有税について、固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担均衡化促進のための調整措置を継続〔27年度から29年度まで適用〕 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び入湯税の各種税目に係る申請手続等において申請書等に記載すべき事項等に、個人番号、法人番号等を加えた（H28.1.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２８年度
市民税	個人	○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（H29.1.1施行）〔個人の市民税及び法人の市民税に適用〕 ○所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（8万8千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けた（H30.1.1施行）〔30年度から34年度まで適用〕 ○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正等に伴い、日本国居住者が台湾に所在する金融機関等を通じて国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る課税の特例を導入した（H29.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成33年12月31日まで2年6か月延長した
	法人	○地方法人税（国税）の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げることとした（H31.10.1施行）
固定資産税		○独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置の申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る減額措置の対象となる改修工事に要した費用の要件の変更に伴い、その申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した一定の農地について、課税標準の特例措置を設けた（H28.4.1施行） ○地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例）の導入により市条例で定めることとなった次の償却資産又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を次のとおり定めた ①津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産　2分の1 ②太陽光発電設備のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備及び風力発電設備　3分の2 ③水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備　2分の1 ④都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産　5分の4
その他		○軽自動車税について、平成28年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成29年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○軽自動車税について、環境性能割を創設するとともに、現行の軽自動車税を種別割とすることとした（H31.10.1施行）〔環境性能割は、平成31年10月1日以後に取得した軽自動車に適用。種別割は、平成32年度以降の年度分の種別割に適用。〕 ○都市計画税について、「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る都市計画税の課税標準に係る特例割合を5分の4とした

平成２９年度
○上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化した（H29.4.1施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成33年度まで延長した ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成32年度まで延長した ○配偶者控除の見直しに係る控除対象配偶者の変更に伴う規定の整備をした（H31.1.1施行）
○震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産について、課税標準の特例措置を設けた（H29.4.1施行） ○居住用超高層建築物の各区分所有者ごとの固定資産税の税額を算出する際に用いる専有床面積について、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向等を勘案して補正する措置を講ずることに伴い、当該補正の方法と異なる区分所有者全員が協議して定めた補正の方法の申出に関する規定を設けた（H29.4.1施行） ○震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税額を当該土地に係る納税義務者全員の合意により定めた割合により按分する措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後２年度分から４年度分に拡充することに伴い、その申出に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行） ○震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなす措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後２年度分から４年度分に拡充することに伴い、その申告に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行） ○次に掲げる住宅に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた（H29.4.1施行） ①耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの ②外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの ○児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下のもの）の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を2分の1とした ○一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を2分の1とした
○軽自動車税について、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講じた（H29.4.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成３０年度
市民税	個人	○平成３３年度以後の各年度分の個人の市民税について次の措置を講ずることとした。（H33.1.1施行） ・非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を１３５万円以下とすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３２万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１９万円を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととすること。 ・前年の合計所得金額が２，５００万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととすること。 ○公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。（H31.1.1施行）〔31年度から適用〕
	法人	○内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じた。（H30.4.1施行） ○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（H30.4.1施行） ○資本金１億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（H32.4.1施行）
固定資産税		○高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H30.4.1施行） ○平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。（H30.4.1施行） ○中小事業者等が生産性向上のために取得をした一定の償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を零（０）とした。 ○平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を平成３１年度及び平成３２年度において継続することとした。
その他		○次の①から③までに掲げる期間における税率を当該①から③までに掲げる税率とする措置を講ずること。 ①　平成30年10月1日から平成32年9月30日まで　1,000本につき5,692円 ②　平成32年10月1日から平成33年9月30日まで　1,000本につき6,122円 ③　平成33年10月1日以後　1,000本につき6,552円 ○加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずること。 ①　製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けること。（H30.10.1施行） ②　加熱式たばこに係る一定の喫煙用具を加熱式たばこみなして釧路市税条例の規定を適用すること。（H30.10.1施行） ③　加熱式たばこの課税標準を次のア及びイのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。（H30.10.1施行） ア　加熱式たばこ０．４グラムを紙巻たばこ０．５本に換算 イ　加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ１本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ０．５本に換算 ④　③の換算方法は、平成34年度までの間に５回に分けて段階的に導入することとすること。 ○税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。 ○紙巻たばこ３級品に係る税率の経過措置を平成３１年９月３０日まで延長すること。 ○特別土地保有税について、平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の税額に関し、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

令和元年度
○住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講じた。（H31.4.1施行） ・その適用を令和１５年度分の個人の市民税まで延長した。 ・住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とした。 ○都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を一定の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とするとともに、寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講じた。〔R2年度から適用〕 ○前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができることとした。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ○子どもの貧困に対応するため、次の措置を講じた。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ・令和３年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えること。 ・個人の市民税に係る扶養親族申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、当該申告書にその旨を記載することとすること。
○法人の市民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金１億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等の所要の措置を講じた。（H31.4.1施行）〔R2年度から適用〕
○河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成３１年４月１日から令和４年３月３１日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕
○軽自動車税について、３輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とし、又は環境性能割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○減税対象車に係る環境性能割又は種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の取得者又は所有者とみなして、環境性能割又は種別割に関する規定を適用すること等の措置を講じた。（R1.10.1施行） ○環境性能割を非課税とする日本赤十字社が所有する軽自動車について、自動車税の環境性能割が非課税となる自動車に相当するものとするとともに、環境性能割の非課税及び減免に係る手続等について、自動車税の環境性能割の例によることとした。（R1.10.1施行） ○令和元年度及び令和２年度に初回車両番号指定を受けた３輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R3.4.1施行） ○令和元年６月１日から令和３年３月３１日までの間に特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産について、課税標準の特例措置を設けたこと。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		Ｒ２年度
市民税	個人	○扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。（R2.4.1施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和６年度まで延長。（R2.4.1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和５年度まで延長。（R2.4.1施行） ○令和３年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、子を有すること等の一定の要件を満たすものをいう。）で前年の合計所得金額が１３５万円以下であるものを対象に加えた。（R3.1.1施行） ○個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から１００万円（当該長期譲渡所得の金額が１００万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。（R3.1.1施行）
	法人	
固定資産税		○相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとした。（R2.4.1施行） ○土地又は家屋について、現所有者（登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者をいう。）に、現所有者であることを知った日の翌日から３か月を経過した日までに、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることとしたほか、当該申告に係る所要の罰則を設けた。（R2.4.1施行） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を４分の３とした。（R2.4.1施行）
その他		○市たばこ税について、卸売販売業者等が輸出、輸出の目的で行う輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶若しくは航空機に船用品若しくは機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件を緩和。（R2.4.1施行） ○市たばこ税について、令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの間において、１本当たりの重量が０．７グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ１本を紙巻たばこ０．７本に換算して課税する。（R2.10.1施行） ○令和３年１０月１日以後において、１本当たりの重量が１グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ１本を紙巻たばこ１本に換算して課税する。（R3.10.1施行） ○法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合における令和３年以後の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年０．５パーセントの割合を加算した割合（上限年７．３パーセント）とする。（R3.1.1施行） ○新型コロナウイルス感染症関係 ・個人の市民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事（市長が指定するものに限る。）の中止等により生じた当該指定行事の入場料金その他の対価の払戻しを請求する権利を放棄した場合には、当該納税義務者がその対価に相当する額（上限２０万円）の寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用する。（R3.1.1施行） ・個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和１６年度分の個人の市民税まで延長する。（R3.1.1施行） ・中小事業者等が所有する一定の事業用家屋等に対して課する令和３年度分の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の影響により当該中小企業者等の収入が前年に比して一定割合以上減少したと認められる場合、その減少の割合に応じ、課税標準額を零又は２分の１とする。（R2.6.23施行） ・中小事業者等が令和２年４月３０日から令和３年３月３１日までの間に取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋等について、当初課税年度から３か年分の固定資産税の課税標準額を零とする。（R2.6.23施行） ・令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和３年３月３１日まで延長。（R2.6.23施行） ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難である納税者等に係る徴収猶予の特例の創設。（R2.6.23施行）

令和３年度
○寄附金税額控除の対象から、独立行政法人等に対する寄附金であって出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除外した。（R4．１.1施行）〔R3.4.1以降の寄附金に適用〕 ○給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講じた。（R3.4.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和１７年度分の個人の市民税まで延長する等の措置を講じた。（R3.4.1施行） ○所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族の対象から、３０歳以上６９歳以下の国外居住者（一部を除く。）を除外することとすること。（R6.1.1施行） ○特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和９年度分の個人の市民税まで延長すること。（R4.1.1施行）
○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。（R3.4.1施行） ○上記の措置に加え、令和３年度に限り、課税標準額が増加する土地について、令和２年度の課税標準額に据え置くこととした。（R3.4.1施行） ○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和４年度及び令和５年度において継続すること。
【軽自動車税】 ○令和元年１０月１日から令和３年３月３１日までの間に取得した自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和３年１２月３１日まで延長した。（R3.4.1施行） ○令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けた３輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとした。（R3.4.1施行） 【特別土地保有税】 ○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和３年度から令和５年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		令和４年度
市民税	個人	○上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等の所要の措置を講じること。（R6.1.1施行） ○給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の所要の措置を講じること。（R5.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和２０年度分の個人の市民税及び居住年が令和７年であるものまで延長すること。（R5.1.1施行）
	法人	
固定資産税		○評価替により価格の上昇した土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を当該商業地等の価格の２．５パーセントに抑制する特例を設けた。（R4.4.1施行） ○下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を５分の４とすること。 ○特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を４分の３とすること。
その他		

令和５年度

○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和９年度まで延長した。（R5.4.1施行）
○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和８年度まで延長した。（R5.4.1施行）
○個人市民税の寄附金税額控除の適用対象に、市内に事務所又は事業所を有する公立大学法人等に対する寄附金等を追加すること。〔R5.1.1以降の寄附金等に適用し、R6年度以後適用〕
○令和６年度から森林環境税を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収すること等に伴う規定の整備をすること。（R6.1.1施行）〔R6年度以後適用〕
○給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとすること。（R7.1.1施行）〔R8年度以後適用〕

○修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について市が定める固定資産税額の減額割合を３分の１とすること。〔R6年度以後適用〕

【軽自動車税】
○令和５年度から令和７年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の３輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとしたこと。（R5.4.1施行）〔R6～8年度適用〕
○特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を２，０００円とすること。（R5.7.1施行）〔R6年度以後適用〕
○自動車メーカー等の不正行為に起因して環境性能割又は種別割に不足額が発生した場合において、当該自動車メーカー等が納付すべき環境性能割又は種別割の額に加算する金額の割合を当該不足額の１００分の３５とすること。（R6.1.1施行）〔環境性能割：R6.1.1以後取得分の軽自動車に適用。種別割：R6年度以後適用〕

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		令和６年度
市民税	個人	○定額による特別税額控除の実施に関し、必要な事項を定めたこと。（R6.4.1施行） ○令和６年能登半島地震災害により生じた一定の住宅等の損失の金額を令和５年中に生じた損失の金額として雑損控除等の適用対象とすることができることとしたこと。（R6.4.1施行）
	法人	
固定資産税		○特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を７分の６とすること。 ○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和７年度及び令和８年度において継続すること。 ○新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化したこと。（R6.4.1施行） ○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続したこと。（R6.4.1施行）
その他		【特別土地保有税】 ○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和６年度から令和８年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。 【入湯税】 ○入湯税の超過課税の恒久化及び税率の改定等に伴い、所要の改正をすること。（R7.4.1施行） 【宿泊税】 ○宿泊税を導入することに伴い、その目的、課税客体、税率等について定めること。（R8.4.1施行） 【その他】 ○市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免に関し、申請の期限を変更すること。（R7.4.1施行） ○市民税、固定資産税及び特別土地保有税に関し、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免の必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とすること。

令和７年度
○所得割の納税義務者が特定親族（納税義務者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年合計所得金額が１２３万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じ、当該所得割の納税義務者の前年の総所得金額等から一定の控除額を控除する特定親族特別控除の創設に伴い、規定の整備をすること。 （R8.1.1施行）
○大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化したこと。（R8.4.1施行）
【軽自動車税】 ○原動機付自転車のうち、２輪のもので一定の基準を満たすものに係る種別割の税率を２，０００円としたこと。（R8.4.1施行） ○種別割の減免申請に関し、運転免許証に代えて免許情報記録個人番号カードを提示することができることとしたこと。（R8.4.1施行） 【市たばこ税】 ○加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、見直しを行うこと。（R8.4.1施行） 【その他】 ○公示送達に関し、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置等について定めること。（地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		令和８年度
市民税	個人	○公的年金等の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとすること。（R9.1.1施行） ○特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限の終期を廃止すること。（R9.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和２５年度分の個人の市民税及び居住年が令和１２年であるものまで延長すること。（R9.1.1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、租税特別措置法に掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととすること。（R10.1.1施行） ○所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して１００分の３の税率により申告を通じて所得割を課すること。（金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和１２年度まで延長したこと。（R8.4.1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和１１年度まで延長したこと。（R8.4.1施行）
	法人	
固定資産税		○免税点について、家屋にあっては３０万円に、償却資産にあっては１８０万円に引き上げること。（R9.4.1施行） ○一定の要件を満たす発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を定めること。 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を３分の１とすること。
その他		【軽自動車税】 ○環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とする等の所要の規定の整備を行ったこと。（R8.4.1施行） ○令和８年度及び令和９年度に初回車両番号指定を受けた一定の３輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度分の税率を軽減することとしたこと。（R8.4.1施行）

令和８年度

市 税 概 要

令和８年１１月発行

釧路市財政部市民税課

〒085-8505
釧路市黒金町７丁目５番地
電話 0154-23-5151(内線 3131)
ＦＡＸ 0154-25-8530
E-mail shi-zeimu@city.kushiro.lg.jp